

令和3年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年3月2日

本日の会議 令和3年3月3日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	査山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部 長 中嶋敏純君
企画財政部 長 森川寛子君	建設産業部 長 日名子達也君
住民福祉部 長 栗山浩二君	健康保険部 長 志田純子君
水道局 長 辻田正行君	教育次 長 山本昭彦君
教育委員会 理事 金崎良一君	総務課 長 荒木秀一君
秘書広報課 長 中村元則君	契約管財課 長 和田弘君
地域安全課 長 宮崎伸之君	政策企画課 長 荒木隆君
財政課 長 木須紀彦君	税務課 長 村田佳美君
産業振興課 長 川内佳代子君	住民環境課 長 中尾盛雄君
福祉課 長 山口聡一朗君	健康保険課 長 小川貴弘君
介護保険課 長 細田愛二君	下水道課 長 山口新吾君
教育総務課 長 宮司裕子君	生涯学習課 長 北野靖之君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時00分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の①公共施設建設について、②コロナ禍に対する町の対応について、③議員定数削減についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

おはようございます。まずもってコロナ禍により被害を受けられました皆様に心より哀悼の意とお見舞いを申し上げる次第でございます。一日も早い収束を祈っております。質問に入ります前に、近年コロナ禍により暗いニュースばかりでありましたが、我が町にとって朗報もありました。今年通常国会におきまして、令和2年度第3次補正予算にて我が町最大の懸案大型事業であります高田南土地区画整理事業の財源である国庫予算が3億2,000万円満額承認をされました。我が町の今年度当初予算特別会計補正予算（第2号）にも上程をされています。通常であれば満額は大変厳しいところではありますが、本事業に対する町長並びに所管の真摯な思いと早期完成に向けた国への積極的な要望活動等、誠心誠意取り組んでこられた成果と考えられます。11月には下村博文政調会長直々の要望活動、12月15日には国土交通省副大臣大石副大臣の招聘来町視察等、我が党本部からも町長の積極的な要望活動の話を聞いております。まずは感謝と敬意を表する次第であります。今後とも引き続き受託施行者の長崎県と連携を図り、一日も早く地権者の皆様へ土地をお返しできるよう、努力をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。今回の公共施設建設につきましては、平成25年から27年にかけて審査をされ、27年に報告書が上がった資料に基づき質問をしているところであります。①公共施設建設について。現況のコロナ禍により、今後の財政動向の厳しさは当然予想されます。長与町新図書館基本構想に示されている建設スケジュールにより逆算をすると令和4年度から作業開始となります。そこで質問いたします。（1）令和8年建設予定の図書館及び複合施設の考え方についてお尋ねをします。（2）建設に対し財源の見通しについてお尋ねをいたします。（3）発注方法及び業者選択についてお尋ねをいたします。（4）建設に対するイニシャルコストとランニングコストの内容、内訳をお尋ねいたします。（5）建設に当たり住民の負担はどれぐらいになるのかお尋ねをいたします。（6）今回の施設建設に対し町内業者育成の方策はあるのかお尋ねをいたします。（7）建設に対しコロナ禍の影響で今後財政は逼迫が予想されます。建設年度の調整は必要ないのかお尋ねをいたします。

大きな2番といたしまして、コロナ禍に対する町の対応についてお尋ねをいたします。

（1）町の対応策についてお尋ねをいたします。（2）ワクチン投与の現実性について

て、投与計画など分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。（３）医療機関の充実についてお尋ねをいたします。（４）情報の共有についてお尋ねをいたします。

大きな３つ目といたしまして、議員定数削減についてお尋ねをいたします。今回のコロナ禍において議会の会期短縮、会議時間の短縮を余儀なくされましたが、行政の執行に何ら支障は出ておりません。またこの１２年間、３回の選挙で２回の無投票の状態があります。このことは、私どもはまだ住民の承諾を得てないと判断をしています。選挙は幅広く住民の声を聞く大切な行為であります。長年の経験から見ても、私は１６名の定数は必要ないと感じています。この際充実した議会を目指し、また、経費削減の面から見ても定数の削減を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

おはようございます。本議会最初の御質問者であります竹中議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず１番目１点目の令和８年度に建設予定の図書館及び複合施設の考え方についてのお尋ねでございます。新図書館の整備につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき複合化の可能性についても検討しているところでございます。現段階におきましては、同じく老朽化が進んでおります施設や多くの利用者が見込まれるような施設との複合化、また議員よくおっしゃっておられますけども、防災拠点としての機能を併せ持つ施設なども想定し検討を行っておるところでございます。多くの利用者が訪れることで、図書館機能と一体となった各種施策の展開、そしてまた各世代間の交流拠点としての活用、さらに民間との連携の可能性も広がっていくものと考えております。しかしながら、その方法によっては地区計画の見直しという大変な課題がございますので、その実現可能性につきましては、財政面も含め引き続き検討してまいりたいと考えております。続きまして、２点目の建設に対する財源の見通しはどうかというお尋ねでございます。新図書館の整備は、本町の今後の主要事業として考えておるところでございます。現時点では、施設の具体的な整備方針、あるいは整備手法がまだ未確定でございます。その在り方によって財源も変化をしておりますので、事業費の総額や活用できる財源などの方針を明確にお示しすることが困難なわけでございます。しかしながら、施設を長与サイズとして適切な規模とすることで、財源は確保できるものと考えております。３点目の発注方法及び業者選択についてのお尋ねでございます。先程申し上げましたとおり、現時点では施設の具体的な整備方法、あるいは整備手法が未確定であるため、発注あるいは業者選定の方法については、今からでございます。今後、整備計画が具体化していく中で、お示ししていきたいと思っております。次に４点目の建設に対するイニシャルコスト、ランニングコストの内訳についてのお尋ねでございます。新図書館の整備に当たりイニシャルコストとして必要なものは、施設

の整備費のほかに本棚等の備品、図書購入費、移転費、こういったものが考えられます。また、ランニングコストとしては、人件費、光熱水費、施設管理費、システムリース料、こういったものが考えられますけれども、これらの金額については、今後整備を進める中でお示しをしていきたいと考えております。次に5点目の、建設に当たり住民の負担はどれくらい掛かるのかということでございます。整備に係る事業費総額や財源が、まだ未確定でございます。現時点では算出することが困難ではございますけれども、先程申し上げました長与サイズでの規模を踏まえ、負担面も算出してまいりたいと考えております。6点目の今回の施設建設に対する町内業者育成の方策についてはどうなのかということでございます。施設建設に対する町内業者の育成につきましては、現在、ジョイント・ベンチャー、J・Vの可能性を視野に入れ検討してまいります。同じく町内業者の活用等々につきましても設計の仕様書に条件を付する、こういった条件面で入っていただくような形ができないか、そういった検討もしてまいりたいと考えております。7点目、コロナ禍の影響で今後財政の逼迫が予想されるが、建設年度の調整は必要ないのかという大変ありがたい質問でございます。新図書館の整備に限らず、公共施設の今後10年間の管理方針につきましては個別施設計画においてお示しをしております。御指摘のとおり、コロナ禍という非常事態における緊急の財政措置や収税への影響など、財政状況が厳しくなることも懸念されますが、基本的にはスケジュールに沿って進めていきたいと考えております。現時点におきましては、不測の事態も想定しつつ、着工時期を念頭に置きながら、段階に応じて必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして大きな2点目でございます。コロナ禍に対する町の対応についての御質問でございます。これまでの感染症対策といたしましては、庁舎内窓口のパーテーションの配置、来庁者用の手指消毒剤の設置、町内小中学校への政府マスクの提供、感染症物品の備蓄などの物資に関することから、災害対策本部への保健師の配属、あるいはホームページ及び広報紙を通じた感染症予防に関する周知、町内公共施設や店舗での感染症予防に関するポスターの掲示、防災無線による外出自粛等の呼び掛け等々、幅広い対策を行ってまいったところでございます。また、長与町新型コロナウイルス感染症対策本部を起点といたしまして、公共施設の閉館、事業の中止などにつきましても、その都度、感染状況に合わせ適宜判断をいたしましたところでございます。また現在、新型コロナウイルス感染症の収束の一助となり得るワクチンの接種業務につきましては、最優先事業と考え、鋭意準備を進めているところでございます。かつてない大規模なワクチン接種事業に備えるため、所管課3名の職員に併任職員3名を追加するとともに、委託業者5名を含め現在11名体制の「予防接種班」を編成いたしまして、万全の体制で臨むことを考えております。また、町内事業所への対策といたしましては、経済支援として、長与町事業継続支援金第1弾及び第2弾、町内における経済の回復を目的といたしましたプレミアム付き商品券発行事業、キャッシュレスポイント還元事業を行い、現在は県より1月20日から2月7日までの営業時間短縮要請に御協力いただいた事業所への協力金

の支給を行っているところでございます。次に、2点目のワクチン投与の現実性についての御質問でございます。接種計画でございますけれども、本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、健康センターと町民体育館での集団接種を軸に、町内22医療機関における個別接種を並行して接種を進めていきたいと考えております。まず、優先接種者となる65歳以上の高齢者はおよそ1万2,000人で、想定接種率を70%と考え、対象者の2回接種を6月末までに終える計画としております。その後は順次、基礎疾患を有する方と高齢者施設等で従事されている方、それ以外の方と続きまして、おおむね9月末を目途に終了させる計画となっております。ワクチンの供給に関することなど不透明な部分もございますが、町内医師や看護師の御協力を賜りながら運営方針を常に研究し、ブラッシュアップさせながら円滑な接種業務に努めてまいりたいと考えております。3点目の医療機関の充実はどうかという御質問でございます。1月における長崎県の新型コロナウイルス感染症の医療体制につきましては、非常に逼迫した状況でございました。特に本町が属する「長崎医療圏」につきましては、確保病床の90%の占有率にまで迫り、2次救急医療への影響を及ぼしかねない危機的状況となっておったわけでございます。フェーズ4の計画では、感染状況に応じて民間医療機関の協力を得まして、病床を確保する計画とされております。このことから1月下旬に長崎県及び長崎医療圏の自治体並びに医療関係者により、ワーキング会議を複数回開催いたしました。併せまして1月28日には、2市2町の連名で西彼杵医師会に対し回復期や慢性期の感染リスクが低減した入院患者の受け入れを要請させていただいたところでございます。本町といたしましても2次救急医療の負担を軽減し、もって安定的な救急医療体制の確保に資するため、長崎医療圏で取り組んでおります病院群輪番制の安定化を目的とした「患者一名当たり25万円」の支援金につきましては、令和3年度当初予算に計上させていただいております。引き続き、医療が逼迫した際には、十分な医療体制を確保できるよう長崎医療圏との自治体と連携して体制を整備してまいりたいと考えております。続きまして4点目の情報の共有についてというお尋ねでございます。本県の感染状況につきましては、12月上旬から1月初旬にかけて、夏頃のおおよそ5倍以上の規模にまで拡大したことから、西彼保健所管内の自治体におきまして、保健所からの情報提供について、行政として取り組むべき課題がある事例に限り提供いただくよう変更をいたしております。引き続き、情報共有の在り方につきましては、西彼杵管内の自治会や西彼保健所と意見交換を行いながら、情報提供基準を再確認してまいりたいと考えております。

続きまして3番目の議員定数削減についてのお尋ねでございます。御質問のとおり過去3回の町議会議員選挙におきましては、平成23年及び平成31年の2回が無投票でございました。平成23年の無投票の際には、町民から直接請求を受け、議員定数削減の条例案の上程、可決によりまして、現在の定数に至っておるという経過でございます。町村議会議員のあり方検討委員会における最終報告の中で、平成23年4月1日から平成29年7月1日までの間に議員定数条例を改正した287自治体における条例改正の

理由が取りまとめられております。その理由ですけれども、最も多い順から、財政の悪化によるものが107市町村で全体の37.4%ございました。人口減少、将来人口の動向によるものが104市町村で36.4%、住民からの批判や意見によるものが74市町村で25.9%とされており、全体の99.7%が議員提案によるものでございました。本町におきましても財政の悪化や人口減少問題、過去の直接請求など定数条例の改正を行った自治体と共通する部分が客観的事実としてあるところではございます。しかしながら、あるべき議員定数につきましては、議会運営を行う議員各位の御意見を尊重する必要があるとも考えておりまして、まずもって議会において御議論いただきたい問題であろうかと考えております。現在のところ、県内の他市町におきましても議員定数を削減した事例がありまして、中には直近10年間で複数回にわたり議員定数を削減した自治体もございました。時代ごとに取り巻く環境は異なりますけれども、いずれも議員発議による議案上程でございまして、最終的にはその可否につきまして議員各位の有する議決権により決しておるところでございます。したがってまして議会の方で効率的な議会運営を行うために、また議会の機能を維持するためにどうあるべきかを御議論いただき、御判断いただくことが最善の方法ではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私どももこのコロナ禍によりまして、議会運営委員会でも極力時間を短くして質問するよう、簡明に質問するようということで申し合わせをしておりますので、1時間あります。最小の時間で質問をさせていただきたいと思っております。今、図書館についての御回答をいただいたんですけど、ほぼ3割回答ぐらいだったのかなと思っております。それは今の状況では仕方がないかなとは思っておりますけど、先程申し上げましたように新図書館基本構想の委員会というのが、平成25年から27年までありますね。そして27年に報告、これはもうインターネットに今、載ってるわけです。これを抜粋してきたんですけど、大体これが基本方針かなと思っておりますけど、これに対して昨日の施政方針の中で、また検討委員会を作られるということだったんですね。ですからこの新図書館基本構想のこの報告書が何だったのかなという気持ちもするわけですね。新図書館構想の委員を見ますと、12名の方が委員で、そうそうたる方が委員として出ていらっしゃるわけですけど、当時、町立図書館長の勝本教育長がいらっしゃいますので、この辺についても経緯、状況をお話しいただければと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

平成27年度の構想計画を立てたときは図書館長だったものですから、委員として参加させていただきました。今、思うには、平成の時代における図書館づくりというこ

とでイメージしております。今年度から特にコロナ禍の中で新しい生活様式が求められるようになり、また企業においてもテレワーク辺りが積極的に推進されるなど、世の中が大きく変わってきております。新図書館においても新しい発想、令和の時代に合う図書館づくりをする必要があるかなと、その辺を町長も造るのであれば長与サイズっていうことを言われたと思うんですが、やはりその辺をイメージしながら、財政基盤を基にしながら、その辺を考えていく必要があるかなと、私は思っておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

平成25年ですから、多分平成20年か15年ぐらいの資料に基づいて作られたものと私も想定します。ですから多くは申し上げませんが、基本的にこの報告書からいきますと、ある程度詳細な数字まで出せるような形になってるんですね。新図書館基本構想から想定すると、私の試算なんですけども、大体20年間で想定すると建設費の約3倍、すごいお金が掛かると考えられます。数字として申し上げたら、またこの数字がひとり歩きして大変なことになりますので、これは私のあくまでも試算ですからね。建設費の3倍ぐらいになるということです。皆さん大体数字はお分かりになると思います。起債またはPFI、PPPなどが想定をされていたようなんですけれども、補助金は全く今、国の方ではこの図書館についてはありません。ですから財源に問題がないのかということが非常に気になるわけですね。しかし今、回答いただいた中で、まだ内容を把握してない、構築してないので、なかなか回答が難しいということでした。しかしながら、基本的な考え方は変わらないと思うんですね。ですから、2つ、3つ想定の中から質問をさせていただきたいと思うんですけど、現在の起債残高が135億円ぐらいだったと思います。ですから起債による建設とPFI、民間の建設とを2つを考えると、基本的には起債の方かなと。しかし、起債になると非常に限定された造りものになると、これは地方債が発行するわけですから、その条件に合わせたものを造らないといけないので。先程長与サイズという話が出ましたけど、その話を聞いて起債かなという感じがいたします。参考までに現在の起債残高が正確にどれぐらいあるのか。それと起債による建設であれば、評価見込み及びメリット、デメリットについてをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

議員がおっしゃいますとおり、令和元年度末の起債残高134億6,048万3,000円、約135億円でございます。今後のメリット、デメリットでございますけれども、まず起債活用のメリットとしては負担の平準化でございます。ただし、額が当然大きくなりますと次世代への負担が増加するという、これがデメリットという観点で言えるかと思えます。また、起債については当然用途が決まっておりますが、交付税措置とい

うものもメリットとして、メニューによっては想定がされますけれども、現在の図書館という単体で考えますと、このメリットが生かせる起債は現在のところは無いかなと、いわゆる単独債という形が想定されるだろうと考えております。起債活用がかなり濃厚ではあるのかなと、単独でする場合ですけれども、財政健全化基準にそれであっても抵触しないという判断で、十分に留意しながら活用してまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それ以上のことはなかなか難しいでしょうね、言うのもですね。今、財政調整基金が10億8千万円ぐらい、教育関連積金が約3億4千万円と健全な財政を今、維持をしていると思います。しかしながら、このコロナ禍により、コロナがあつてるときには国のお金というのは赤字国債をどんどん出していくわけですね。しかし、このコロナが収束したあと、これは2年ぐらいしてからボディーブローみたいに、今度は国民の負担が非常に増えていく。テレビでは借金が増えるという話があつたんですけど、それは間違いではないんですけど、赤字国債を出すということは、海外の国債の信用度が低くなるから円安になってデフレになると。だから不景気になると。そうすると世の中全体が、経済が落ち込んでくる。そうすると雇用されてる人とか、そういう方の所得が減ってくる。そうするとガンと長与町の固定資産税とかいう部分が減ってきたり、延滞をしていくということなんですね。ですからリーマンショックでさえ、景気回復に大体10年ぐらい掛かりました。これは行政はあんまり堪えてないみたいでしょうけど、私達会社を経営しておりましたら大変困ったんですね。今回のパンデミックは、この数倍ですね。収束までは先程申し上げられた町民に対する給付金であるとか、これはみんな町が出したわけじゃなくて、国が赤字国債を出して、それで処理をして、交付税でみんな処理してるから、現在のところは、行政ははっきり言って痛くも痒くもない。逆に余った分は貯まってるという状態だと思うんですね。だから危機感が非常にまだ低いと思うんですね。ですけど、先程申し上げたようにこのパンデミックはリーマンショックの5、6倍、極端に言う人は11倍と言う人もいます。今後の財政を考えると、公共施設を建てるとかいう部分については今から考えていけないといけない部分ですね。しかし、町長は令和8年に造りたいとおっしゃったんです。私も賛成なんですよ、造るのはね。しかし、今後の財政を考えると、先程言われたように8年というのを目指してやっていかれるというのは素晴らしいことだと思いますけど、住民の方にこういう状況ということも教えて差し上げて、理解をしていただくと。今、一生懸命やってるんだけど、「令和8年には難しい」と、「ごめんなさい」と、それを理解していただけるように、そういう話もやはりするべきではないかと思うんですね。それについてどうでしょうか。5つ目、6つ目の住民当たりの費用とか、そういうのも言ってましたけど、これはもう回答できないでしょうから、その辺の町長の考え方についてお答えをしていただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃることはよく分かります。そのとおりだと思います。このコロナが収束したあとに世の中がどんなふうになっているのか、かなり不景気になっていると、デフレスパイラルに陥っていくだろうということで、大体見えておるところでありますけれども、しかしその中でも町の運営というものはありますから、きちんとスケジュールに合わせてやっていきたいと。ただ、今、議員おっしゃるように状況、状況は常に感知しながら、それを町民の皆さん方にお知らせする機会があればその中できちんとお知らせをして進めていくという準備は、常に持ちながらやっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは建設の方はこれで終わらせていただきます。

次に、ワクチンの投与計画、今、縷々おっしゃっていただきまして、これは基本的に国の方針が一番大切になりますので、ワクチンが確保できるか、できないかと。EUの許可を取るとか、そういう大きな問題が出て日本国だけでは解決できない部分とか、日本国が発表しても行政で対応できないという部分は当然出てくると思います。だからもう時間的にももの凄く窮屈な形で政策をとらなくちゃいけないというのはよく分かります。それで、ワクチン投与とコロナ禍についての質問のお答えの中で、投与計画ですね。2つほどちょっと抜粋して質問いたしますけど、投与計画について、一番問題になるのは、投与をする場所ですね。先程、町民体育館と健康センターですか、こことあとは22か所の病院で打てるという話だったんですけど、私も身近に医療事務をする人がおりますのでよくお尋ねするんですけど、基本的に問診が非常に大切だと思うんですけど、お年寄り、高齢者の方々が、いろんな障害、いろんなものをお持ちだと、それぞれ違うと。問診だけで30分、1時間掛かることがあるという状況があるんですよ。それと同時に集団でやりますと、まず100人いて3番目の方が副作用を起こされたとすると、多分4番目から後ろの方は打たれないと思うんですよ。そうするとパニックになる。何を言わんとするかっていうのは、長崎医療圏内の主治医の方はどこでも打てるという方策を何とか検討いただけないかと。主治医であればその対象者の方、基本的には高齢者の方ですけど、その内容をよく熟知をされてるんですけど、ですから、これについては検討すべき問題だと思うんです。確かに長崎県に幾らということでワクチンが輸送されてきますから、それを分けるというのは大変な作業だと思うんですけど、そしてまた、県全体が一緒になってやらないとできない。長与町だけじゃできないと思いますけど、是非その声を上げていただいて、今、申し上げた形がマイナスにならないように何とか方法を考えていただきたいと思うんですけど、それについての考え方はいかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘の広域化につきましては、町民にとりましても利便性が高く、また安全性も高いということで積極的に進めていきたいとは考えております。ただ現状、ワクチンにつきましては、自治体ごとに住民分として割り振られる仕組みとなっております。したがってワクチン不足が懸念される中、広域接種体制を当初より構築するのは非常に難しいという状況でございます。ワクチンが十分に流通した場合には、関係自治体と協議しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ワクチンというのは、今からどんどん出てきますよ。今は世界各国が争奪戦になってますね。WTOも今、一生懸命公平に分配しようということやってるんですけど、これは時間の問題だと思いますね。ですから先んじてそれを考えとく、検討しとくというのが大切なんです。今の状況で今すぐやれということはなかなかできないでしょう。さっき言われたように自治体に幾つという数で来るわけですから、自治体全体で話し合うための方策を作とかなないとけないということです。さらにもう1つ、当然このコロナ禍というのは収束をしますよ。歴史を見ても初めにペストから始まって、大体20年、30年スパンですずっとその病気というのは、天然痘とか、コレラとか、いろんなものが流行ってきて人類の歴史を見ると、各禍、感染でみんな滅亡すると言われてるんですけど、ずっと人類はそれに勝ってきた。ワクチン投与はスムーズにいくと思います。この2年ぐらいで収束すると。ですから、そのあとですね、今度は。もう一つの質問は、この収束したあと、接種をしたあと、この証明をどうするのか。昔、私も旅行会社やっておりましたので、外国に行くときにコレラの予防接種を打たなくちゃいけないというときがあったんですよ。2回打った、非常に痛かった、だから未だにまだ覚えてますけど。海外に行くときにはPCR検査と予防接種の証明が多分要るようになると思います。国内で会社を営業する上において相手に安心感を持たせるために、証明書を一つずつ出すんじゃなくて、私は打ってるんだということを、一目でって言ったらおかしいけど、そういう簡易なものを持たせることができないものかどうか。これも全体で考えなくちゃいけない問題ですけど、その辺についてはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおり、ワクチン接種が終了いたしましたら接種済み証を交付することとなっております。御指摘の誰が見ても一目瞭然の、例えば接種済みカードなどにつままし

ては、全国統一的な様式で皆さんが認知できるということが重要かと考えております。
国から様式が示された場合には、前向きに採用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

途上国においても、その証明書を出すと食事が10%割引とか、いろんな安心感を与えることをやっている国は幾つもあるんですよ。そういう分も含めて簡易な形で相手を安心させて、今はもうテレビとか、電話でする仕事ばかりですけども、こうなると人間の絆っていうのが無くなっていくので、そういうのも検討していただきたいと思います。

それから最後に議員定数の削減、これは私も何回も申し上げてきたわけですけど、参考までにお聞きしますけど、住民からの要望とか、1階にボックスありますね。住民の方からそういう問い合わせとか、話があったことがあるのか、総務課長分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

住民からの御意見としては承っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も何回か最近、この期になってから非常に回数が多くなりました。議員の定数というのが学識経験者から、前回も言いましたけど1委員会6名ぐらいというのが適当だと、これはほとんどの有識者の方がおっしゃるんですね。ということは逆算すると12名ぐらい。人数を言うのはちょっと軽率なんですけど、削減についてはどこでも考えなくちゃいけないことですね。その中で先程言われましたけど、町村議会議員のあり方検討委員会の最終報告の中で、財政の逼迫に対する意見も出てると、37%ぐらいとさっき言われたですね。この財政面についても一人議員が年収が大体400万円ぐらいですけど、経費を入れると500万円ぐらい掛かってますね。これを4名減らすと2,000万円、1期すると8,000万円、もうこういうふうに数字が違ってくる。それとあと少子化の問題についても、人口が少しずつ減ってますね、微減ですけど減っている。そういうのに対して少数精鋭でやっていくと、私達議員も考えなくちゃいけないと思うんですね。しかしながら、この財政面を考えていくと理事者側からの上程でも私はいいんじゃないかなと。一般論で言いますと議員定数を理事者側から出せばいろんな攻撃を受けると、これはまあ通常でしょう。しかしながら財政面とか、少子化のことを考えれば、理事者側も考えていいんじゃないかなと。私も議長をはじめ皆さんにこういう呼びかけをして、お願いをしようと思ってるんですよ。過去、新聞でも、無投票を阻止するために出られたとか、こういう方もおられる。私もそれはすごく賛成ですね。無投票というのはよく

ない。現状、無投票が、私は9回ですけど、9回のうち2回あっている。その2回は信任されていないままに私達は議員になってるんですね。だからそれを阻止するためには、是非、理事者側も財政面から考えて、上程をしていただいて、少数精鋭でやっていけると思います。それについて最後は町長、もう一言いいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員にたくさん出ていただきたいということで、例えば土曜議会、日曜議会にするとほかに働いてる方も出れるんじゃないかと、我々もいろいろ考えております。今、議員おっしゃったように議員各位で考えられることもございますでしょうし、また、理事者側でも考えることもあろうかと思えますけれども、その辺りは今後議論が深まるということであれば、その中でいろいろ考えてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時16分～10時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①「遊び心のあるまちづくり」の具現化について。②契約業務等の透明性の確保と情報公開についての質問を同時に許します。

1番八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番「遊び心のあるまちづくり」の具現化について。昨年4月の町長選挙において町長が新たに打ち出した「遊び心のあるまち」という公約について、今年度の定例議会の一般質問の中で複数の同僚議員から「具体的にはどういうことなのか」という趣旨の質問がなされてきましたが、これまでの答弁は「立ち寄ってみたい、面白いと思ってもらえる町にしたい」、「賑わいのある元気な町にしたい」といった漠然としたものに留まっており、いまだ具体的な事業、施策が見えてまいりません。今年度は新型コロナウイルスという未曾有の国家的危機への全町的な対応に追われた一年であり、多くの人を集めるようなイベントを行うことも難しく、「遊び心」を実現するには困難な社会状況であったことは十分に理解しておりますが、このコンセプトは移住定住にも繋がるものでもあり、人口減少や少子高齢化といった本町でも待ったなしで進行している深刻な課題の解決に寄与するものとして、期待している町民もいらっしゃいますので、そろそろ具体的に進めていくべきだと思います。

そこで、この「遊び心のあるまち」実現に当たり、以下の事業を検討していただけるか質問いたします。①茨城県境町のように、地域公共交通としての実用性と話題性を兼

ねる自動運転バスを導入する。②日常生活の中で町民、特に子どもたちのミクンへの、ひいては本町への愛着を育むため、ナガヨミクンを図案に使用した原動機付自転車のナンバープレートやマンホールの蓋などを作製する。③長与シーサイドストリートをサイクルルートとして整備、推進するとともに、その沿線にSNS映えするスポット、特に若者、カップルの来訪を促すもの。例えば神奈川県藤沢市江の島の竜恋の鐘のような、カップルで南京錠を掛ける金網を新設するなどして交流人口の拡大を図る。④東京都立川市のプレミアム婚姻届のように商工会と連携し、本町で入籍した御夫婦に一定期間町内での買い物の割引などの特典を用意する。⑤本町を象徴する海、山、みかんを表すブルー、グリーン、オレンジの3色を使った独自のタータンチェックを作成し、スコットランドタータン登記所に登録申請し、正式に登録した上で町のシンボリックデザインとして広報物や書類など町の様々な場面で取り入れる。⑥和歌山市の移動図書館の車がパンダの姿をしていて、市民から愛されていると聞いております。本町のほほえみ号も、走っているのを見るだけで楽しくなり、子どもの読書推進にもなるような同様の動物などのユニークなデザインにする。⑦令和8年度竣工予定の新図書館を町民が誇りに思えて、遠方の市町からも訪れたいくなるような、建物そのものが作品として本町のランドマークとなるような、高知県梶原町立図書館のような著名な建築家による個性的なものとする。

大きな2番、契約業務等の透明性の確保と情報公開について。総務省によりますと、令和元年度に発覚した地方自治体及び一般事務組合等の事務に従事している特別職及び一般職の地方公務員による不正の件数は74団体87件に上り、近年は県内の他市町でも入札価格の漏えいや給食費の着服などが発生し、行政や公共事業への住民の不信を招いております。本町ではこのような事例はありませんが、多額の公金を扱う以上その原資である税金を納めてくださっている町民に対し、その使途や根拠、また、その他事業や公告など公開できる情報は可能な限り公開明示し、透明性を確保すべきであると考え、以下質問いたします。①多くの地方自治体が規定の限度額を超えた随意契約について、金額、相手先、随契の理由等公表していますが本町は行っておりません。透明性、信頼性の確保のために公表すべきと思いますが、どうお考えになりますでしょうか。②社会福祉協議会等の民間団体の事業に町が補助金を出した場合など、その使途、物品の購入などが、行政が行う契約事務のように公平公正であるか事後にでも精査、検証すべきと思いますが行われているでしょうか。③バス通り沿い、これは役場庁舎の長与川の歩道の所です。バス通り沿いの屋外告示板2台が石垣で1段高くなっている植え込みにあり、掲示板までの高さや距離、掲示板自体の奥行き深さのため、掲示されている書面の文字は小さくて判読が極めて困難であります。読ませるつもりがないと言われても仕方がない状態で、町の情報公開の姿勢が問われると思います。改善すべきではないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の御質問にお答えさせていただきます。1番目の御質問であります「遊び心のあるまちづくり」の具現化ということでございます。まず、議員には様々な事業におきます個別に具体的な形で御提言をいただいておりますことにつきまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。今年度より長与町をもっと元気な町にしたいという思いを込めまして、「遊び心のあるまちづくり」をキーワードに加えてまいりました。施設整備やイベント開催のほかに「遊び心」を取り入れた施策を展開することで「長与って面白いな」と、「長与を訪れたいな」といったまちづくりを進めてまいり所存でございます。この考えは策定中の長与町第10次総合計画の中にも盛り込んでいるところでございます。長与町の魅力を高め、発信し、新たな人の流れを創ることで、興味を持つだけではなく移住をしたくなる、そして今住んでいる人もずっと住み続けていたくなるまちを目指していきたいと考えております。そういった意味でこれまでには健康ポイント事業、そしてコロナ禍でも安全に楽しめるウォーキングイベント、あるいはフォトグランプリ等々を開催してまいりました。またアクアスロンなどのマリンスポーツの育成にも取り組み、風光明媚な国道207号や町内外からお越しいただけるような公園など、皆さん方に長与町の四季折々の自然を楽しんでいただけるよう、そういったスポットとして整備を進めてまいっておるわけでございます。ほかにもチャレンジショップあるいはIT企業家が育つような活気と安らぎに満ちた持続可能な魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考え「遊び心」という項目をつけ加えさせていただきました。今回も議員に「遊び心」を踏まえた様々な自治体の取組を御提言いただいております。各事業における効果を吟味し、若い職員の新たな発想や視点からの意見も取り入れながら研究してまいりたいと考えております。今後も「遊び心のあるまちづくり」、「魅力あるまちづくり」に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして大きな2点目、多くの地方自治体が規定の限度額を超えた随意契約について、金額、相手先、随契の理由等を公表しているが本町は行っていない。透明性、信頼性の確保のために公表すべきと思うがいかかという御質問でございます。議員御指摘の「多くの地方自治体が規定の限度額を超えた随意契約につきまして、金額、相手先、随契の理由などを公表している」とのことですが、規定の限度額を超えた随意契約ではございませんけれども、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号と第4号による随意契約について、公表している県内市町が存在していることは承知をしておるところでございます。本町におきましては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めにより、予定価格が250万円以上の公共工事及び建設コンサルタント業務につきまして、「長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容などの公表に関する要綱」に基づきまして、当該年度の発注の見通しに関する情報を毎年4月と10月、年2回に分けて公表を行っておるところでございます。また、指名請負人に関する事項、入札結果に関する事項、指名理由、随意契約による場合はその方

法と選定理由の公表を行っておるところでございます。今後、法改正により公表が義務付けられることになった際には、適切に対応していきたいと考えております。次に2点目の民間団体への補助金の精査、検証についての御質問でございます。民間団体への補助金につきましては、長与町補助金等交付規則及び各種補助金要綱の規定に基づき、各所管課におきまして補助金の交付を行っておるところでございます。精査、検証につきましては、補助対象事業の完了に係る報告書などの書類の審査、また、必要に応じて現地調査などを実施した上で、交付すべき補助金の額を確定し交付しているところでございます。3点目、屋外告示板2台が石垣で1段高くなっている植え込みにあり、掲示されている書面の文字は判読が極めて困難である、改善すべきではないかという御質問でございます。確かに掲示板に告示されている書面の文字が読みにくいとの御指摘ですが、改善に向けて現在準備を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では再質問に入らせていただきます。まず大きな1番ですが、再質問の前提として申し上げておきたいのは、私自身も個人的には生きていく上で「遊び心」というのは非常に大切だと思っておりましたので、町長のこの「遊び心」のあるまちという新しいコンセプトには、意外にも感じましたが非常に共感しておりますし、期待もさせていただいております。なかなか具体的な事業、施策で出てこないの、このコンセプトを進めるのに協力させていただきたいという思いから、主に他自治体の例を挙げさせていただくので、必ずしもこれをやってくれという形でもないんですが、参考にさせていただければと思っの提案でございます。ちょっと今、御答弁、ちょっと全体的なものでしたので個別にもう一度伺いたいんですが、今回、議長の許可をいただきまして、傍聴されている方にも分かりやすくイメージが湧きますようにパネルを何枚か使用させていただきますので、御了承くださいませ。まず、①自動運転バスの導入、これは現状どうお考えかというのをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

自動運転バスにつきましては、公共交通全般の話ですけど、全国的に、特にバスですけど利用者の減少ですとか、運転手の確保、担い手不足ということで、赤字路線の撤退など、いわゆる交通空白地域というものの拡大が懸念をされているところでございます。自動運転バスについては、既存の交通を補完するものとして、私どもも非常に期待をしているところです。本町でも、次世代モビリティという言い方をしますけれども、可能性についてはシンポジウムへ参加したり、御提案があった境町が導入されたものと同機種になりますけれども、実際に乗ったり研究を進めているところなんです。しかし

ながら現段階では低速での走行であるためにほかの交通への影響があるとか、あと完全な自動運転での運行というのは技術的、法律的にもまだ実現するに至ってないということで、全ての公道で無人で運行をするということはまだ課題があるようでございます。私どもとしましては、こうした技術の進歩ですとか、住民の皆様のニーズなどを踏まえながら引き続き研究を重ねていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

自動運転バス、私も一度試乗したことがあるんですけども、実際に速度制限や安全性の面から、まだ試験段階のような状態となっております。境町でも往復5キロの1路線のみだそうで、それでも5年間の運用で5億2,000万円というかなりの金額が掛かるということなんですね。予算にそういう国県等の補助金があるのかは問い合わせたんですが、今、問い合わせが多過ぎて個別に答えられないということだったのでその辺分からなかったんですが、いずれにしてもテクノロジーっていうのは日進月歩で進歩、進化するものだと思いますので、これから多分コストは下がって、安全性は上がっていくと思うんですね。ですので、おっしゃられたとおり今は導入は無理でも、これから実現可能性が高まってくるのではないかと思いますので、今後のまちづくりの、この先の計画に加える。例えば高田南土地区画整理事業が完了した頃に、ほかの市町のそういう宅地と差をつけるために巡回する自動運転バス。あそこからだと道ノ尾駅までとか、完成と同時に導入、目玉のような形にできないとか、例えば令和8年度に竣工予定の新図書館と役場であったり、図書館と高田駅とか、そういった所を結ぶことによって新しい図書館が出来たという話題に加えて、そこにはこういうのがあるという、これから先に計画されてる5年後、10年後のまちづくりの計画に複合的に検討していただければと考えております。今、そのような検討をしていただいているということですので1番については以上で終わります。2番の原付のナンバープレートとマンホール。こちらは現状でのお考えをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田税務課長。

○税務課長（村田佳美君）

原動機付自転車の標識にイメージキャラクターであるミクンを図案化することによって、住民の皆様にも非常に生活の中でミクンを目にする機会が増えて町への愛着を育むとともに、走る広告塔としての役割を果たすことも考えられます。しかしながら既に作製してる標識もあることから考えまして、今後、新たに標識を作製する際に費用対効果も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

山口下水道課長。

○下水道課長（山口新吾君）

それではマンホール蓋の考え方について答弁させていただきます。現在、町内におきますマンホール蓋につきましては大体8,000個存在しております、過去には町花であります梅をモチーフにいたしましたマンホール蓋を採用していた時期もございました。現在の採用基準につきましては、強度やスリップ防止など安全性を最優先に考慮する必要がございます、現在、更新をしている際には耐スリップ型のマンホール蓋を採用している状況でございます。議員御提案のマンホール蓋の作製につきましては、下水道の広報活動にも一定の効果があり、大変魅力的なものであると考えておりますので、安全性、あるいは設置状況等も勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

まず車両のナンバープレートについては、多くの自治体で御当地ナンバーというのは導入されてますけれども、イメージが湧かないという方もいらっしゃるかと思いますので、例として、幾つか見た中から非常におしゃれなというか、かわいい滋賀県彦根市のナンバープレートの写真がこちらです。2種類採用されていて、排気量ごとに4種類あるはずなので全部で8種類ということになります。一つは御当地キャラクターのひこにゃんの顔を大きくあしらったものです。もう一つは、下の部分は排気量によっての色ですけれども、上の部分のラインが御当地にゆかりのある武将の鎧の色ですかね。赤い色ラインを入れて御当地色を出しているラインと、こちらモーターサイクルライセンスプレートって英語が入ってることで少しおしゃれになってるかなって、こういうのがあるんですね。なので、例えば、先程おっしゃられたように広告効果というのもありますし、まさに遊び心だと思いますので、これを例えば長与町に当てはめるとどうなるかっていうので私が作ったのがこちらなんですね。このミックンの顔、非常に目立つんじゃないかな、ミックンの顔を大きくあしらって、こっちはデザインはそのままなんですけれども、長与町を象徴するグリーンとオレンジを使うと、黄色の排気量のものだとレモンみたいな感じでいいのかなと。まあ、これはこのまま使うと逆に盗作になるので駄目なんですけど、実際こういう感じで注目を集めると思うんですね。例えばデザインを公募するとか、また公募した中から何種類かある中から町民にアンケートを取って採用する、そういうイベント的な企画、広報にもなると思います。是非御検討いただければと思います。そしてマンホールなんですけれども、これちょっと調べましたらデザインや色によって値段というのは結構まちまちらしいんですが、1枚10万円から20万円ぐらい掛かるそうで、さらに設置に工事が必要で、数十万円掛かる場合もあるということで、もちろん町内全域のマンホールをとということではなくて、10か所でも5か所でも点在させることで、それをほかの事業に活用できると思うんですね。例えば、先程町長もおっしゃられたウォークラリーのような健康事業の目標ポイントなどにするとか、あとはその写真

を何か所か撮って歩いてもらって、何か所か撮ってSNSに投稿すると景品を差し上げるような、広報のような。ですので是非、今後下水道課の単独事業というよりは、そういった活用方法を様々に考えた上で横断的に活用の検討をして、導入を検討していただければと思います。次に③、シーサイドストリート、これはもう既に次期総合計画にも書かれていて今後5年間のうちに進めていくものだと思うんですが、長崎県自転車活用推進計画という県の平成31年3月の計画の中で大村湾南部地域サイクリングルートというもので時津町や諫早市、大村市と一緒に設定されてると思うんですが、これから2年経っているわけなんです、県によるルート設定のあと、例えば県からの打診や連携によって既に環境整備等行ったことはありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

県と連携したサイクルツーリズムにつきましては、議員御指摘のとおり、県と大村湾沿岸の市町と連携してサイクリングルートの整備を検討してるということで、今の段階で一定そのルートの案というのが確定をしまして、今後、湾沿いのルートの誘導サインですとか、看板等、こういったものの整備を検討していくという段階になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうするとやはり、これからということだと思うんですが、シーサイドストリートには潮井崎公園や和三郎公園、スポットがあるんですが、一年中通して人が来るという場所ではない面もあると思うので、先程提案したような新しいスポットっていうのを作ってみてはどうかと思います。新しく導入したのも年数が経つうちに定着していくと思うんですね。特に先程のようなカップルで金網に南京錠を掛けるっていうのは結構日本各地にあるんですけども、徐々にそういったのは定着していった。こういうのは南京錠が溜まっていくと金網をかけ替えるわけなんですけれども、例えばそういうのを年に一度行うときに、実際にそこに南京錠を掛けたカップルの中から、町内ではなくても御成婚された方とかがいたらお呼びして、願掛けの効果があるようなイベントにも活用できるのではないかと考えております。検討いただければと思います。次に、④プレミアム婚姻届もお調べになられたと思うんですが、これの実現可能性はいかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

御紹介いただきました立川市のプレミアム婚姻届、質問をいただいたあと立川市の職員の方とお話をさせていただいて経緯とか目的をお伺いしております。立川市の職員が言われるのは市への来訪者の数を増加させるのが、まず第一の目的であったということ

で、元々商工会連合会がされていた商品券、商店の発展と結びつけて婚姻届の発行に至ったと伺っております。こういうお話を伺ったということもありまして、西そのぎ商工会と今後も協議を持ちながら、長与町の小さな店舗にも足を向けていただくような、そういうきっかけ作りができないか、この場でしますとはお答えできないんですけど、今後、協議を持ちながら、新しい施策を考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

こちらも若い方の結婚を応援する姿勢と遊び心というのが融合していて非常に良い取り組みじゃないかと、私も立川市に視察に行った際に直接担当の方からお話を伺って思いました。是非参考にさせていただければと思います。次に5番、町のイメージカラーとしてのタータンチェックという案、これはどう思われますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

御提言ありがとうございます。1番目5点目タータンチェックを含めたシンボリックデザインということでございます。現在、秘書広報課におきまして、広報や各種グッズにも利用できるような長与の字体を使ったカジュアルなロゴマークの検討をしております。この件も合わせましてシンボリックデザインの活用など、議員に御提言いただきました点も含めまして今後研究していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

こちらのタータンチェックというのも唐突でイメージが湧かない方もいらっしゃると思うんですが、これ長崎県内で松浦市が既に「松浦タータン」というスコットランドに登録したものを世界に一つのタータンとして使われてるんですね。それが導入された際の松浦市の広報紙の一部を拡大コピーしたものなんですが、まず上の写真のダークグリーンとマリブルーを基調としたタータンチェックが松浦タータンというもので、元々これは松浦高校の制服をリニューアルするときに、そのために企画されたということなんですが、実際にそれが使われている様子の制服の写真がこの下の写真です。これは制服に使われただけではなくて松浦市のタータンとして登録されているので、その後、スーツであったり、マスク、松浦市は縫製業が盛んということもあるんですが、様々な活用されていると聞いております。なので、一度シンボリックなものを作れば、その後、町内の民間企業でも使ってもらうことで相乗効果を持つような、官民両方で様々な使えると思うんですね。もちろん制服でもいいと思いますし、例えば町から町民に送る郵送物の封筒、今、ミックンのデザインも入ってると思うんですが、例えばそれがシンプル

にチェックが少し入ってるとかっていうだけでもおしゃれになると思いますし、遊び心の一つになると思いますので挙げさせていただきました。是非御検討いただければと思います。次に6番、和歌山市の移動図書館カー、写真がこちらです。これが和歌山市の移動図書館カー「パンダ号」という写真2枚、1つは正面から見たところで御覧のとおりパンダの顔そのもののデザインで、横から見ましても白と黒でパンダの模様になっております。非常に人気があると聞いております。例えばその図書館、今、ほほえみ号停まっていますけれども、このパンダ号が停まったら多分通る子どもが喜ぶというか、停まっているだけでも効果があるんじゃないかなと思うんですが、こういったデザイン等についてはどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

自動車文庫ほほえみ号につきましては、町民の皆様にもっと関心を持っていただけるように現在、ミックンであったり、動物のキャラクター、児童図書のキャラクターを車両にラッピングする計画を立てております。ラッピングですのでこのパネルにあるようにはなかなか目を引かないと思いますけれども、議員御提案のとおり「遊び心」のあるまちづくりとしまして、ほほえみ号にもっと関心を持っていただけるように今後も町民の皆様、あるいは子どもたちの読書の推進を図っていければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

和歌山市の担当の読書活動推進課という所があるそうなんですが、そこの方に聞くと、この車両は元々移動図書館カーとして作られたものではなくて、市内の無料循環バスとしてパンダの形で2年間ほど試運転をしたのち使わなくなって、その後1,000万円掛けて図書館車に改造したそうなんです。ただ、もうそれから18年ですので約20年経って、老朽化によって近々引退するそうなんですが、本町のほほえみ号は導入してから何年ぐらいになるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

本町のほほえみ号につきましては平成24年7月から巡回を開始しておりますので、約8年半ぐらい経過をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

和歌山市にはもう1台、ほほえみ号と同じような図書カーがあるそうなんですが、必

要がなければ2台にしたり、無理に買い替える必要はないと思うんですが、新図書館ができる頃にはほほえみ号も13、4年ぐらい経つわけですから、新図書館と移動図書館を別々に考えずに、例えば建物と車両のデザインの統一性を持たせたり、統一性はなくとも先程の自動運転バスと同じように、図書館が新しくなったときにその目玉として図書カーも新しくするとか、そういう新たな図書車を作るときにでも「遊び心」という観点を入れられてはどうかと思います。

最後の7番、新図書館のデザインについてはどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

新図書館の建設に当たりましては、まずは誰もが気軽に立ち寄れる、そして親しみやすい図書館づくりを念頭に置き、図書館の利用者や専門の御意見を幅広くお聞きしたいと思っております。現時点では施設の具体的な整備方針であったり、整備手法、そういったものが未確定でございますけれども、本町の人口規模とか、これからの人口の推移、あるいは財政の影響、あらゆることを見込んで判断することが重要と考えておりますので、長与町のサイズに合った図書館づくり、また、議員御提案のとおり町民皆様が誇りに思える図書館づくりというのを総合的に判断して計画していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

これについては先程の梶原町や同じく建築家の隈研吾氏がデザインした滋賀県の守山市もすごくおしゃれな図書館なんですけど、そういったのが長与町のあそこに出来たらいいなという私の望みなのでこれ以上は申し上げませんが、今年度新図書館整備計画検討委員会の設置予定があるということですので、是非その委員にはそういった各地の話題の図書館、そういったものに幅広い知見を持った方を選定されることを期待しております。長与サイズというお話先程から出てましたけれども、もちろん身の丈に合わないものっていうのは作る必要ないと思うんですけども、ある程度いいものを作ることによって、それがこの町に住む、移住定住という効果にも繋がると思いますので、そういったのも踏まええ御検討いただければと思います。これで大きな1番の質問を終わります。

次は2番の①なんですけど、先程、随契の中でも公表しているものもあるというお話でしたでしょうか。私の言う限度枠を超えた随意契約というのは、町の財務規定にある工事または製造の請負であれば130万円、財産の買い入れであれば80万円といった額を超えたものの随契は全て、その理由とともに公開すべきだということをお願いしたんですけど、そういうふうになってるんでしょうか。もう一度御説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程町長の答弁で言いましたとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号と第4号について随意契約を公表してる県内の市町が存在するということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると本町では公表していないということですよ。そうすると本町で今の限度額を超えた随契に当たるものは1年間に何件ぐらいあるんでしょう。もし数が分かれば過去1、2年間のものでもいいんですが、もし正確でなければ年間概数、このぐらい件数あるってのが分かればなんですが、お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

今、議員のおっしゃった随意契約の数ですけども、そこまで把握はしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。自治体の契約というのは基本的に入札が原則であって、一定の金額を超えての随意契約は地方自治法施行令第167条の2に則って、あくまで何らかの理由があって随意契約にできるものですよ。ですので役場の各課の担当者が随意契約にするとした場合、当然その具体的な理由を添えて上長に決裁をもらうものだと思うんですが、そういう流れで間違いないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

議員のおっしゃるとおり、間違いないと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと、随契にする理由というのはその時点で文書になって、あるんだと思うんですよ。先程の随契には全てにそういう許可を願う書類が存在すると思うんですが、これはちなみに情報公開請求をすれば出てくる公文書に当たるものでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

議員のおっしゃったとおり、情報公開の部分については公開できると思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

請求があれば公開できるということは、言ってみれば公表できるものだと私は思うんですよ。件数は把握されてないということでしたけれども、もちろん契約管財課で各課の随契を毎月まとめたりしなくても、実際にその随契を行った課が、相手先や内容、あと大事な理由は理由ですよ、そういうのを書くフォーマットに則って記載してホームページ等で公表すれば、そんなに手間が掛かることではないと思うんですよね。ですので、もう一度確認ですが、公表の必要性はあると考えているけれども手が回らないのでできないのか、それとも公表する必要がないと長与町は考えているのか、どちらですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

先程、町長答弁でもございました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の中で、予定価格が250万円以上のもの、公共工事、建設コンサル等々、そういう業務につきましては公表しなさいとなっております。「長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容の公表に関する要綱」に基づきまして、当該年度の発注見通し等々の情報も4月と10月、年2回公表を行っております。議員御指摘のように財務規則104条に130万円とかございますけれども、法的には250万円以上という形になっておりますので、そういうことで公表を行っているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん法で定まっていることは行わなければいけないと思うんですが、それ以外でも当然、自主的に公表するかどうか、その自治体の考えなのかなど。先程、町長もあつたように、そういう公開している自治体があることは把握しているということですので。実際に長崎県のホームページの中に公金支出情報公開というページがありまして、この公金支出情報の幾つかの中に限度額を超えた随契を全て公開しているんですが、このトップページに知事のコメントとして「不適切な物品調達再発防止策の一環として、公金支出に関連した情報の公開を行います」と書いてあるんですね。ですので、長崎県では恐らく過去そういう不適切な物品調達があつたので、実際に公表することが再発防止に繋がると考えてるからやっているということだと思えます。実際にはこういうのが起こってからやっても遅いと思うんですね。ですので、是非そういうのが起こらないために、あらかじめそういう不祥事や汚職が起きないためにも、先にそういう防止策を取った方がいいんじゃないかと思えますので是非御検討いただきたいと思えます。

②番、補助金の使途についてなんですが、ちょっと気になったのは今年の議会での今

年度の一般会計補正予算（第5号）の審議の際に、社協のフードバンク事業へ300万円の補助金を出すことについて「社協が購入先や購入方法などを公正に選んでいる保証があるのか」という質問をさせていただいた際に、福祉課長の答弁で「公平に判断していただけるものと考えている」というようなお答えだったんですね。つまり保証はないけど社協ならそういう悪いことしないだろうという性善説に立ってるものだと思うんですね。実際に様々な公的機関やそういう準ずる機関で不祥事が起きているわけですから、これは社協のことを言ってるわけじゃないです、補助した先、団体がそういう不公正な使用を仮にしていたことがあとで発覚した場合、それは相手の問題であってこっちの問題じゃないっていうのは、多額の公金を支出する側の立場としては無責任じゃないかなと思うんです。先程の答弁で、交付規則に基づいて報告書や現地調査というのがありました。これは事前に行うというものですよね。実際にそれがどういうふうに使われたかという、言ってみれば監査に近いような何かしらのもう少し厳密な使い方の確認の仕組み、必要だと思うんですが、改めてそういうのは必要だと思われませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

一般論としてのお答えになろうかと思えますけれども、補助金について申し上げれば、様々な目的等がございますので全て一律の形で、今、議員が御指摘の全て支出をして確定したあとに監査的なことを行うことができるかというのは、個別に考えるべきではないかと考えています。ただ、補助金がどういう形で支出をされているのか、このことについての説明についての議論というのは、過去も今もずっと継続してあっていると承知はしております。本町におきましても社会福祉法人等につきましては、先程議員おっしゃった性善説に立っているのではないかとということもありますが、一定、別途法律に基づいて動いているというところもございまして、別途厚労省の管轄になろうかと思えますけれども、公的な団体につきましては指針、通知等も出ているところもございまして、その団体の独自性も担保されるべきだという判断もございまして、その部分については個別具体的な状況に応じて判断をすべきだろうと。現在のところ、常態的に監査をするという形では、まだ考えていないというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん様々な事業に行政が補助していくことは大切ですが、逆に言うと非常に大切なお金ですのでしっかり使っていただきたいと。今回、私も準備が足りずに、例えば実際に、こういう形で実現しているというほかの自治体の例は持ち合わせてないんですが、今後そういったものも考えて、補助先であれ、庁舎内であれ、何か不祥事があったときに、防げたのではないかとならないように、万全の策を考えていただきたいと思えます。

最後に③番、先程、改善を準備されてるというお話でしたが具体的にお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

告示板がちょっと高い、読みにくいということで、告示板まで近くに寄れるように、その石段の所と植え込みの所を改善をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。読んでない方も多いんだと思うんですが、よく見ると結構大事なことが書いてありますので、是非お願いしたいと思います。以上で終了いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時21分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、岩永政則議員の①40年ぶりの改革、小学校の40人学級を35人学級について、②長与ニュータウンバス路線の変更について、③10年に一度の基本構想改定と長与町、時津町の合併による市制施行についての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは、質問に早速入りたいと思いますが、簡潔に書いたつもりが大変長くなっておるようでございまして、何か一番私が長いようで、紙面というのは見たら一発で分かりますので、少し時間をいただきまして質問をさせていただきたいと思います。1点目は、40年ぶりの改革、小学校の40人学級を35人学級についての件でございまして。菅内閣総理大臣は1月18日の施政方針演説において、小学校について現在の40人、小学1年は35人でございまして、を35人に改めることを表明されました。これは40年ぶりの改革とのこととございまして。文部科学省においては、来年度から5年かけ、学年ごとに段階的に移行するとの事であり、通常国会に上限人数を定めた「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、これは義務標準法と俗に言っておりますが、の改正案を提出するようでございまして。現在に至るまでの経過を見ますと、昭和34年には50人、昭和39年度に45人、55年度に40人にそれぞれ引き下げられて、平成23年度には小学校1年生のみを35人と見直しが行われ、今日の現状に至っているところでございまして。そこで以下の点について質問をいたします。1点目は、今回の改正の狙いはどこにあると認識をされているのか、お尋ねをいたしま

す。2点目に、長崎県においては既に1年生は30人、2年生は35人、3から5年生は40人、6年生は35人として人数を引き下げているようでございます。これにより具体的にどのような教育効果をもたらしているのか、お尋ねをいたします。3点目、本町での問題は、長与小がどのようになっていくかでございます。この制度改革と併せて現在自由校区としている緑が丘地区を令和8年度から長与小校区に変更するようですが、この法律改正により長与小の対応は教室の問題を含め可能なのかどうか、お尋ねをいたします。4点目、現在、小学校の通常学級の児童数は2,287人で、学級数は82学級と聞いております。これで計算しますと長与小における学級の児童数は平均で28人です。例えば北小の場合、全体で約25人、3年生で約20人です。改正と現実には大きな乖離があるようでございますが、どのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。5点目、今後における学級の在り方としては何人学級が好ましいと考えておられるか、お尋ねをいたします。6点目、現在の長崎県の実態は2年生、6年生は35人で、この学年を30人にさらに引き下げる努力が必要と思っておりますが、その実現の見通し等について教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから大きい2番目でございますが、長与小ニュータウンバス路線の変更についてでございます。長与小ニュータウンは昭和50年の初期に、長与小最大の大型団地として開発され、はや46年を迎えようとしています。バスの運行は昭和52年から開始され、公共交通機関としての役割を果たしてまいりました。この路線のルートは時計回りの一方向となっております。ニュータウン内の停留所はターミナル前を出発し、団地中央公園前、団地東、大曾野、珍川となっております。自治会を見ますと3自治会でございますが、バス路線は中央区、東区の区域内となっているため、西区内には全く巡回がなく今まで大変な不便を受けている状況でございます。現在のバス路線の道路は2車線となっておりますが、不便地区の西区内にもバス路線を想定し、ほぼ中央部までコの字のように2車線の道路が、これは歩道付きでございます。最初から設置されているのでございます。道路の条件整備は整えられていると私は思います。入居から45年も過ぎますと、いささか高齢化が顕著となり、車の運転もままならず公共交通機関としてのバスに対しての期待が大きなものとなっているものでございます。そこで以下について質問をいたします。1つ、大曾野バス停を通り右折せず西区の2車線道路にまっすぐ入り、途中から右折し、そのまま2車線道路を通り、さくら並木へ通じる路線に変更することができないか、お尋ねをいたします。2点目、この路線変更について近年長崎バスと協議をしたことはございませんか。3点目、道路条件的には、ある現役運転手の方とも専門的に立会い見聞いたしましたけれども、街路樹1本を除去するだけで何ら問題はないとの見解でございました。条件整備は整っていると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。4点目、西区内に回ることにより何か問題点があるのか。あるとするならばその問題点解決に対する町の考え方、姿勢をお聞かせをいただきたいと思っております。5点目、路線変更の実現について町長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

大きい3番目でございますが、10年に一度の基本構想改定と長与町、時津町の合併による市制施行についてでございます。今、まさに羽ばたこうとしています吉田町政でございます。10年先の長与町の姿を決定付けるときでもあります。基本構想の改定期を迎え、町長に就任して初めて「長与町のあるべき姿」を議会に提出をいたしました。今こそ、長与、時津町の将来像を描くときでもあり、それは両町相まって未来の市制を目指すときでもあると信じるからであります。平成の大合併も終わり久しいところでございますが、長与、時津町は合併せず、今日まで単独の町を選択してきたところでございます。現在、長与町は約4万1,000人、時津町は2万9,000人、合わせますと約7万人でございます。人口動態は、トータル的には全国的な減少の傾向と変わりなく、何の手立てもしなければそのまま減少傾向にあり、6万人を切ることもそう遠いことではないと思っております。両町は面積的にもコンパクトで約50平方キロメートル、行政上の効果は大であります。現在、仮に合併して市制施行をするならば、人口的には長崎市、佐世保市、諫早市、大村市に次ぐ県内5番目の市となるのでございます。財源的な面から見ますと、地方交付税は両町で約43億円、市になると社会福祉事務所の設置、あるいは単位費用、補正係数等の面から地方交付税が一部期待されると思いますが、一方、歳出面では大きな減額が期待されることとなります。それは町長、副町長、教育長、三役が2分の1減少。議員が2分の1とは言いませんけれども、多数の減少。行政職員的大幅な減少。教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員の減少。臨時職員の減少。各種審議会等委員の減少など、人件費的大幅な減少が期待され、その分住民福祉等に充当され、一層の豊かさが実現可能となると思えます。合併には様々な課題の解決と合併後の住民のための市づくりが大切でございます。特に現在までのそれぞれの町の歴史、風土、文化などに十分配慮し、合併がもたらす効果を最大限に生かされる行政運営が推進されなければならないと思えます。そこで、以下について質問をいたします。1点目、町長は合併についてどのような認識を持っておられるか、お尋ねをいたします。2点目、基本構想改定に当たり、時津、長与の市制施行をなぜ構想しなかったのかお伺いします。3点目、合併に向けて両町長間で協議をしたことがないのかお尋ねいたします。4点目、合併することに何か支障があると認識をされているのかお伺いします。5点目、合併による効果について、どのように認識をされているのかお尋ねいたします。6点目、今後合併に向けて前向きに検討する考えはないかお尋ねいたします。以上、終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。なお、1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答をさせていただきます。私の方からは、そのほかの質問につきましてお答えをさせていただきます。まず2番目の1点目でございます。長与ニュータウンバス路線の変更で、西区への路線変更は可能か

というお尋ねでございました。バス路線の変更につきましては、自治会などからの要望を基に、町としてもバス事業者に改善を要請していくという手続きを踏んでいるところでございます。事業者におかれましては、利便性の向上や住民ニーズに応じた改善に努力していただいております。限られた経営資源の中で御判断いただいているものと考えております。御指摘の路線に限ることなく、今後とも地域の皆様からの声を踏まえ、事業者に対して改善の要請は町としても行っていきたいと考えております。2点目の路線変更についてのバス事業者との協議はどうかということでございます。本町の路線バスは全国の平均的なサービス水準よりも充実しているという状況でございます。一部、アクセスが悪い地域や、時間帯によって利用が不便と思われるような地域が存在していることも確かでございます。これらの課題を改善するために地域公共交通網改善計画を策定し、現在、取り組みを進めているところでございます。御指摘の地域は、バス停から一定の距離がございまして、住宅の集積もございまして、今後の高齢化の進展も踏まえ、昨年度、当該地域への進入路線の可能性について、事業者の御意見も伺ったところでございました。次に3点目の道路の条件整備についてのお尋ねでございます。御提案のルートは片側1車線の道路でございますので、バスの通行は可能であると考えております。しかしながら、車線の幅が狭いことから、安全な通行が可能かどうか、また、バス停の位置など警察との協議が必要だというようなことがございます。加えて歩道側の樹木や、その枝葉が通行の妨げになる箇所も見受けられるわけでもございまして、伐採や剪定などの一定の整備も必要ではないかなと考えております。続きまして4点目の路線変更に係る問題点と解決に対する姿勢についての御質問でございます。路線変更に係る最も大きな課題は、バス停の位置の変更ではないかと考えてます。路線変更ではバス停の移設により利便性が向上する地域があります。しかしながら、その一方ではバス停までの距離が遠くなる、あるいは乗車時間が長くなるなど、住民間でバス停をめぐる利害関係の対立が生じてくるということもございまして、また、西区へ入り込むルートにはバスベイの設置が困難であり、歩道も狭いので、家の目の前にバス停を作る方法しかございません。この場合、自宅の前に人が立つことを敬遠されるということもございまして、理解が得られるかが課題ではないかなと思っております。さらにバス停の設置場所には一定の制約もあることから警察との協議も必要でございます。当該地域はバス停から一定の距離があり、高齢化も進んでいるものと認識しておりますので、地域の皆様方のニーズ、あるいは合意の下、御要望があれば事業者と協議を行っていきたいと考えています。次に5点目の路線変更の実現にかかる町長の決意というようなことでございますけれども、バス路線の変更につきましては、地域での合意と多くの皆様方に御利用いただくことが最も重要ではないかなと考えています。バス事業者におかれましては、利用者の減少に加え、新型コロナ禍により経営に大きな打撃を受ける中、路線の維持、あるいは住民ニーズに応じた改善に現在でも努力をいただいております。今後とも地域の皆様方の声を踏まえ、そういった御要望があるということであれば、事業者に対し町としても

改善の要請を行ってまいりたいと考えております。

続きまして3番目、基本構想改定と長与町、時津町の合併による市制施行について、合併についての認識ということでございます。本町におきましては、御案内のとおり、平成13年に長崎市と周辺11町による「長崎地域任意合併協議会」に参加、住民アンケートの結果を踏まえ脱退しております。平成14年には「西彼中部3町合併協議会」を設置いたしまして、住民の皆様様の日常生活に深く関わりのある事項について協議を行ってまいりました。その結果、平成16年に合併は断念ということで、単独での存続を選択したという経緯がございます。市町村合併については、サービスの多様化、高度化、重点的な投資による基盤整備、行財政の効率化といったメリットがあります。一方、役場が遠くなって不便になるとか、中心部だけ良くなって周辺部がさびれる、住民の声が届きにくくなるといったデメリットも存在するわけでございます。まちづくりにおいて最も重要なのは、町民の皆様方が将来、より豊かで幸せな生活を営み、活力ある地域社会を目指していくことであると考えております。次に2点目の基本構想の改定に当たって時津、長与の市制施行をなぜ構想しなかったのかでございます。これは先程申し上げましたように、合併に関する協議をずっとやってまいりましたが、その中で町民の皆様方は単独での存続を選択されてきたということでございます。この間、町民の皆様方のお力添えによりまして、自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町、子育てや教育環境が充実した町といった一定の評価もいただくなど、本町の特徴としても定着しているんじゃないかなと考えております。こうした本町の魅力にさらに磨きをかけるために「子育て」「教育」「健康づくり」を柱に据えて行政を行ってきたわけですが、10次計画の中では「遊び心」というのも取り入れて、新しい人の流れを生み出していきたいと考えております。加えて、人口減少社会において行政サービスを持続的に提供していくためには、結びつきが強い近隣自治体と広域的に連携し、それぞれが持つ地域資源などを活用し合いながら質の高いサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を行うことも必要だと考え、連携中枢都市圏構想等々もあるわけでございます。3点目の合併に向けた両町長の協議ということでございますけれども、現在こういった話の流れの中で、時津町長との協議は行っていないところでございます。次に4点目の合併への支障でございますけれども、御案内のように時津町という相手があることでございまして、両町の合意が必要となることが重要でございます。合併の検討を進めるためには、過去に行ってきたような検証が必要であると考えておりますけれども、現在のところ時津町から特段、合併の話というのも上がってきてないわけでございます。5点目の合併による効果でございますけれども、一般的には先程申し上げましたとおり、サービスの多様化、高度化、重点的な投資による基盤整備、行財政の効率化というメリットがあるものと認識をしております。しかしながら、合併による市制施行となると、福祉事務所など新たな機能が必要でございます。既に長与、時津ともに少ない職員数で効率的な行政運営を行っていることも踏まえますと、合併による人件費の大幅な減少

等々は期待しがたいと考えております。最後に6点目、合併に向けて前向きな検討をする考えはないかという御質問でございます。現在、時津町とは一般廃棄物の処理について一部事務組合を設立して取り組んでおります。子育て支援などにおきましても積極的に連携を図ってきたところでございます。また、長崎市も含めた広域圏におきましては、消防、救急のほか、連携中枢都市圏を形成し、生活に関連する機能やサービスの向上などに向け、医療、介護、福祉など、様々な分野において連携を進めておるところです。私といたしましても、今後とも行政の効率化、あるいは課題解決に向けて、できることは共同、連携により進めていくとともに、1市2町、お互いに切磋琢磨しながら個性を磨き、共にさらなる繁栄を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

岩永議員の御質問にお答えいたします。1番目の小学校の40人学級を35人学級についての1点目、今回の改正の狙いについてでございますが、本年2月2日に閣議決定されました改正案には、その狙いが「一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため」と記述されております。長与町教育委員会といたしましても同様の認識をしております。次に2点目の長崎県では1年生は30人、2年生は35人、6年生は35人と引き下げている。その教育効果についての御質問でございますが、代表的な効果といたしまして、30人学級である小学校1年生では、小学校生活への適応がスムーズとなり、35人学級である小学校2年生では、望ましい学習、生活習慣の定着が図られ、情緒面の安定が見られております。また、35人学級である小学校6年生では、友人関係や学習への不安やストレスなどに対し、きめ細やかに対応できたという報告が上がっております。今回の法案の対象学年ではございませんが、中学校1年生も本県では35人学級としております。その効果として、中学校生活へのスムーズな適応が図られたことが挙げられます。次に3点目の長与小の対応は教室等の問題を含め可能かについてお答えいたします。法案どおり令和3年度の小学校2年生から35人学級が実施されることとなると、現在の長与小学校の在籍児童数から年度ごとの通常学級数を2年生までが35人となる令和3年度は27学級、3年生までが35人学級となる令和4年度は26学級、4年生までが35人となる令和5年度は27学級、5年生までが35人となる令和6年度は30学級、全学年が35人となる令和7年度は28学級と予測しております。なお、以降の学級数の増加は想定しておりません。長与小学校は、通常学級について最大35学級まで設置可能となっておりますので、この法案が施行された場合においても、長与小学校で学級数が不足する問題が生じることはないかと捉えております。次に4点目の改正と現実の大きな乖離に関してでございますが、議員御指摘のとおり、本町には1月時点で2,287人の児童が小学校に在籍しております。また、通常学級数は82学級でございます。内訳といたしま

して、30人未満の学級数が50学級、30人以上35人以下の学級数が29学級、36人以上40人以下の学級数が3学級でございます。現行は、1学級の最大数が40人となっているため、このような学級編制となっております。今後の児童数によっては35人での学級編制も考えられますが、大きな乖離があるとは認識しておりません。次に5点目の何人学級が好ましいかの御質問にお答えします。当初、文部科学省は30人学級の検討に入っているという情報も流れましたが、35人学級の改正案が閣議決定されました。きめ細やかな一人一人の児童生徒への対応や児童生徒相互による社会性育成のためには、30人学級が理想と考えております。次に6点目の2年生、6年生の30人学級の実現の見通しについての御質問にお答えいたします。法改正が行われれば、次年度から2年生が35人学級になる見込みでございますが、現在のところ次年度も小学校2年生は35人学級で編成するよう長崎県より指示がございました。この状況から推測すると小学校2年生と5年生が長崎県独自の政策により30人学級となる見通しは、現在のところ立てることができないと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

1点目の学校関係につきましては、ただいまの答弁で大体町の考え方は理解をしたところでございます。今回は40年振りということで、この改正によりメリットの面が言われておるのが、一人一人に掛けられる時間が増えるとか、目が行き届きますよとか、2つ目には、教室が広く使えるというようなメリットは言われておるようです。それと棚なども利用が多くなると、少なくなるわけですから人数が。整理整頓がしやすいとか、そういうことが言われております。もう1点は、保護者と話す時間の余裕が若干出てくるということも言われておるようでございます。一方、デメリットの面では、人数が少ない分クラスに関わる人が減る。これが本当にデメリットなのかなという感じもするんですが。2点目には、関係が密になり逃げ場を見つけにくいという子どもの関係ですね。あまり密になりますと余裕がないもんだから、逃げ場がなくなってしまうんじゃないかと、子どもがですね。そういう議論が良い面、悪い面あろうと思うんですけども、これも見方、考え方でそれぞれ思いが違いうだろうと思うわけですけども、問題は教える先生方の資質に期待されるという、先生方は重みにならんのかなという感じもするんですけども、この辺りの良い面、悪い面等含めて、教育長どのようにお考えでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおり、メリット、デメリットにつきましては、今、挙げられた点が妥当ではないかと考えております。例えば40年前と現在、物理的な内容として異なっているものが教科書の大きさでございます。教科書の大きさがBサイズからAサイズに変わ

る。あるいは教科書の厚みも随分増しております。その点で40年前のサイズに作られた御指摘の後方にある棚等もそのサイズで作られておりますが、それがなかなか合わないような教室もございます。そういったところを余裕を持って使えるようになるのではないかと考えております。授業等につきましても、一人の教員が40人に関わる、そして35人に関わるというふうになりますと、その分、時間の掛け方も若干ではありますが増えてまいります。先程議員がデメリットで少し疑問を抱かれました、関係性が密になるという点でございますが、そういう見方もあるかと思いますが、それは担任教師、あるいは担当する教師の配慮の下に、そういった良い関係性を築くような授業や学級の経営を行うことによって解消できるのではないかと考えております。いずれにしましても今後このような形で、今現在も9割以上は35人学級で運用しておりますので、こういったことも生かしながら35人学級に良い形で対応していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程、教育長から、この改正によって校舎の増築等は、長与小が一番問題なのかなということ考えたんですが、だいぶ学級の不用があるということでございますから、心配もないようですけども、他の学校はどんな状況でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

次に大きい長与南小学校ですが、令和3年以降、学級数は変わらないものと想定しております。また、高田小学校、洗切小学校、北小学校につきましても、これ以上学級数が増えるようなことはない想定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。この制度改正を生かすも生かさないも教育委員会なり、学校の現場の先生方の肩にかかっておるといようなことがあるわけですけども、さらに教育効果を、いかに高めていくか、この点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘のとおり「教育は人なり」と申しますが、指導する者の力量に子ども達の成長は懸かっております。担当する人数が少なくなったからといって、その点が疎かにならないよう、より細やかな教育が展開できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは1点目は以上で終わりました、長与ニュータウンのバス路線につきましては、私の私的な立場から言いますと、企画の担当をし、係長をし、課長をし、部長をして、自分が担当してきたんじゃないのと、いろいろ言う必要ないんじゃないというような感じも受けられるかもしれませんが、今、民間人でございますので、議員の立場で、現状につきまして、現実を訴えて住民の利便性を高めていくという視点から質問をいたしておりますので、御理解いただきたいと思うわけなんです。私が質問の通告を出しまして、受け取りになって、私の質問は一目瞭然分かるわけでございますので、当然、現在どのような状況になっておるのかなというのがまず頭に浮かぶわけですが、答弁側としては、町長は近くであられるんですけども現場を見られたことございますか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この質問がまいりまして、見に参りました。だからよく存じあげております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

どうもありがとうございます。見ていただければ一目瞭然分かる。副町長なり、企画部長は見てみておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

質問があってから見ておりませんが、状況は私も頭の中に入っております。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

私も以前からお話を聞いておりましたので、状況等は一定理解しております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

歩道に街路樹があるんですね。この管理は土木関係なんで、建設部長は現場を見たことありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

ニュータウンに住んで居りましたので、当然、あそこは道路パトロールでも回っております。十分理解をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

街路樹というのは、真っすぐ大曾野から入って右に下るんですけども、下らずに真っすぐ行くんですね。真っすぐ行って、カーブがあってコの字になって、下の桜の方に下りるわけですが、最後のカーブの所の左側に1か所、バスが通りますと当たるんですね、高さが。これが一つ、伐採は土木管理で対応できると思うんですけども、そこが木が当たるといふ場所なんです。見とっていただければありがたいと思いますけど、見ていただいたり、理解をしておるといふことでございますから、安心をいたしました。この道路は開発当時から車線は結構広いです。それと歩道は石油スタンドから上っていく根っこから狭いんですね、両方とも。全部そうなんですよ、ニュータウンの場合、1メートルもない範囲で。だから街路樹が根が膨れると、歩く所が盛り上がり、そういう所もあるんですよ。狭い所はこのくらいしかない。そういう歩道なんですけども、上のコの字の歩道はもう少し広いですね。そういうことがございまして、条件的には揃っているということなんですけど、問題は、現在の珍川バス停から帰りになりますと、西区の方は一番奥まで400メートルぐらいあるんですよ。そうしますと全部上りになる。したがって言いますように、もう40数年もなれば、その当時、盛りの人たちはもう90何歳なんですよ。それで荷物を持って歩いていかないかんわけです、ほとんど歩いて。当時は車で行きますから問題なかったわけですね。ところが今もう担いだり。おじいちゃん、おばあちゃん達が歩いて登っていくわけですよ。それで私が一番「えっ」と思ったのが、水道タンクがありますね。あそこの下が大曾野バス停なんですよ。そこでうちのと一緒にバスに乗って帰ってきてそこで降りて「おばあちゃんどうするんですか」って聞いたたら、タクシーを呼ぶわけです。タクシーを呼んで帰るといふことで、一緒に降りて下からタクシーが来たそうですね。タクシーに乗ってどこに行ったかと言いますと、上長与幼稚園の近くなんですよ。それでもきついと、行けないといふことでタクシーを呼んで行ったといふことを聞きまして。もうちょっと行きますと、コの字の所のすぐ近くなんですね。これでやっぱり考えていかないかんなど。それを特に思って地元のある人達の話聞いてみますと、もう言い出しきらずにおるわけです。「とにかくバスを回してくださいよ」と、「わぁ」って今なってるんですね。そういう状況で、現実がそうございますので、何とか御配慮いただいて御努力をいただきたいと考えておるんですけど、そういう現実を耳に町長されておられませんか。住民の生活の実態が今私申し上げたような状況なんですね。何か耳にされてはおられませんでしょうね。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

今のようなお話は、直接は伺っていないんですけれども、自治会であったり、「こういうお声があります」ということを我々にお伝えいただくと非常にありがたいなと思います。そういうのを聞いた上で事業者に話をしていくことができますので、是非そういう御意見があったら我々にお伝えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

1点、関連をいたしますけれども、是非御検討いただくとしても、私も経験上から問題点も先程言われたように認識をいたしております。バス停の問題をどこにどうするのと、動かした場合にどう対応するかというような問題もありますし、その周辺の合意の問題とか、バス停のベイが必要じゃないかという議論になると、例えばニュータウン東とか、大曾野は、ベイは無いわけです。そういう現実もありますので。百合野のゆりちゃん号を通すときも私直接関わってきたんですが、百合野団地の中は、もう狭いですね。だから小さいバスに今現在しとるんですけども、どこでも降りていいということでバスベイなんて無いわけです。この前も私、長崎バスの課長ともお会いして、企画課長に話をしてから行ったんですけども、そういう実態も話はしておりますし、是非お力添えをいただきたいと思います。また地元の関係につきましては、既にいろいろ連携をとっておりますので、要望なんか必要であればすぐできますので、そういうことで「わんさ、わんさ」今、言っておりますので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

3点目の合併の市制施行の問題と基本構想の件ですけども、基本構想につきましては先般から特別委員会を設置して、いろいろお聞かせをいただいております。ようやく、吉田町長として初めての基本構想が提案されて、大変喜ばしい限りだと思っておりますけども、問題は「10年後の長与はこうなりますよ」というようなものは私には見えません。今の基本構想を見て、10年後にどういうまちになっているんだろうなということの説明された経緯もございません。なんやかんや項目的にはありますけれども、「10年後のまちの姿は期間が10年ですからまだ分からない」ということでは、僕は済まないだろうと。やっぱり町長として「10年後の目指す長与町はこうあるんですよ」と、「こういう町の未来像があるんですよ」というものがあって然るべきだろうと。先程言いますように10年先はねえと。そういう議論になりますと、この前50周年のコピーをとったんですね。10年先どころじゃないですね、小学生に50年先の長与の未来図を募集して描かせとるわけです、小学校に。この子ども達ですら50年を見通して描いて、島田さんが優秀賞を貰って、表彰もされとるんです。だから、これからいくと5分の1ですから、「10年後はこういう町に長与はなっていくんですよ」と、「だから皆さん一緒にやってみましょう」というような呼び掛けを、町長は機会を設けて努力するべきだと思っております、今日はまだ10分ありますから、何分掛かっていただい

でも結構でございますので、思いを語っていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

大変な失礼をしております。私も今回、第10次総合計画を掲げて、この10年を見据えた長与町のあるべき姿を考えてきたわけでございます。特にハードとソフトがあるかと思えます。長与町はそういった器づくりをしながら、その器の中に入ってきて、その中で「住みたい、住み続けたい、住んで良かった」と思われるようなまちづくりを目指しておるわけでございまして、それを「幸福度日本一」という名前で挙げてますけれども、ちょうど組合施行で榎の鼻一帯も整備出来て、そこに西高田線も出来、橋も出来、利便性も高まって来たと思えます。器造りと言えば高田南土地区画整理事業も令和6年度を機に出来上がってしまうということもございます。そして、国道207号線も今、佐瀬地区の所までだったんですけれども、県の方も重い腰を上げていただきまして、佐瀬からいよいよ長与町の6キロにも手がついてまいりました。この207号線等々が整備されてまいりますと、また新たな町の顔もできてまいります。そして、図書館建設というようなことを、ハード面ではいろいろとやっておるわけでございますけれども、その中に入れる人々が「住んで良かった」と思えるような、そういったまちづくりですので、当初申し上げておりましたのは、「子育て」と「教育」と「健康づくり」ということで、これも一步一步、皆さん方の御協力をいただきながら進めていけるんじゃないかなと思えます。今日も議員の方から御質問ありました「遊び心」というのを新たに追加いたしまして、そういったものを踏まえながら長与町に住んで良かったと思われるような、そういったまちづくりが私は10年の計だと思っております。非常にこのソフトの部分というのは目に見えづらいんですけども、そういったものをしながらハードづくり、器づくりをする。そして器の中にたくさんの方々が入ってきてもらうということをやっている間に、人口減少が今囁かれておりますけれども、そういう中でできるだけ長与町に留まっていたら、長与町を盛り上げていただく。そのためには長与町自身が魅力ある町にしなくちゃいけない。その「魅力あるまちづくり」は何かっていうことが、この10年間のテーマでございます。器づくりというのは今申し上げましたとおり、いろいろ計画を立てて10年間の計でやっていきます。昨年がちょうど町制施行50周年ということで、議員御案内のとおり50年前は1万3,000人の町であったわけでございます。団地造成をしながら、高度経済成長とともに長与町も4万人強の町になってきたわけでございますけれども、今度はその中に入れ込む皆さん方が「住んで良かった」と言われるような町。今回も町制施行50周年で子ども達に絵を描いていただきました。50年後の長与町ということで、いろんな素晴らしい絵がございました。無論、そういったことも頭にありますが、むしろその中に入れ込む人達がいかに幸せに暮らしていけるかといったものが私は10年の計だと思っております。短い時間で大変恐縮でございま

すけども、私の思っていることはそういうことでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

少し時間が足らなかったようでございますけども、機会を見つけて町民の皆さん方に町長の思いを語るというのは、当面のこの問題をこうします、ああします。これは事務的ではありませんけども、将来の町がこうなるんですよと、だからこうしますよという町長の主体的な考え方を皆さん方にお知らせするというのは非常に大事なことだろうと、期待をしております、機会を捉えて話をしていただけだと思います。ただ、例えばハード面の何点かを申し上げますと、図書館を造ると言いながら図書館がいつ出来るのか分からないわけです、見えません。あるいは皿山の窯跡にしても全体的な発掘調査をするということですが、これも全体的な構想は見えません。それとか私最初から言っております歴史民俗資料館、図書館と一緒に合築でしたらどうかという提案も何年も前にしておりますけども、そういうものも全く見えない。あるいは207号につきましては、今ちょっと触れられましたけども、問題は、長与の市街地から時津の市街地に抜ける、この間をどうするのかという問題が207の大きな課題であるわけですけども全く見えないですね。そういうことと市街化調整区域の、例えば東高田の問題とか、西高田の問題、あるいは三根地区の問題等々、その他の区域。そういうものは長与の未来を作る大きな鍵を握っておると私は思うんですね。こういうものが全く見えてないということでございます。この前の新聞にも載っておりますけども、長崎市長が施政方針で「次の時代のまちの基盤づくりの成果が次々と形になる。住む人や訪れる人の幸せをつくっていきます」ということを言っておられたようですけども、市の恐竜館、これは野母半島ですね。あるいは出島メッセ、それとか九州新幹線の問題、市庁舎の問題、当面見えておりますね。あるいは南北道路の問題もこの前新聞にも載っておりますけども、これが西彼杵道路に繋がっていくという、市街地の大体ルートもはっきりしたようでございまして、見える社会教育をということで、私も社会教育課長時代はしておりましたけども、見える行政をしていかなければ住民の理解は得られないだろうと思いますので、最後に申し上げますけれども、行政が町民の皆さん方に見えるように、様々な所管も含めて見えるものを出していく、発信をしていくことによって住民の理解を得られていくということだろうと思っておりますので、どうぞ見える行政をお進めいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時59分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、吉岡清彦議員の①障害者の人たちの利用のための施設の充実や利用促進について、②学校選択制の結果と地域活動について、③無戸籍者の現状と救済についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では質問に入ります。その前に、コロナのワクチン接種がいよいよ取り組みに入るわけですが、町長以下、町民の方々は不安があるでしょうけども、万全の体制で取り組み方をよろしくお尋ねしたいと思っております。

では3点大きな項目がありますけども、①として、障害者の人たちの利用のため施設の充実や利用促進について。今年は東京オリンピック、パラリンピックが開催される予定であります。大いに期待したいと思えます。特に、障害者の人たちの活躍が世界大会、国際大会などで光っております。そこで、本町における障害者の人たちの状況を質問したいと思っております。（1）体育館や陸上競技場など、テニスコートを含めて施設がありますけども、障害者の方が大いに利用できるのか。車いすバスケットとか、テニスなどもあります。（2）番として、現在そういう人たちが施設を定期的にご利用しておられるかお尋ねしたいと思えます。（3）障害者の人たちの生き方も今後多様になってきて、ひょっとしたら人数も増えてくるでしょう。施設を利用する機会も増えると思われれます。施設の充実を図る必要があると思えますが、どうかお尋ねいたします。

大きな項目で2番、学校選択制の結果と地域活動について。（1）学校選択制を令和8年度から廃止するに当たり、通学区域検討委員会より答申を受けて、地域に説明していくとのことでありました。コロナ関係でなかなか難しいということもあったわけですが、その結果はどうなったのか。（2）緑が丘自治会におけるコミュニティ組織はどこか。また、子ども会活動における組織はどこか。これをお尋ねしたいと思えます。

大きな項目で3、無戸籍者の現状と救済について。昨年12月26日の新聞で「無戸籍者か、高齢女性が餓死」という大きな見出しでありました。おまけに本県出身という項目もあって、そして息子も衰弱して入院と記載されておりました。大変苦労されてきたんじゃないかと思えます。そこで、本町における状況を質問していきたいと思えます。

（1）本町の現状はどうか、（2）戸籍取得への在り方はどうか、（3）生活保護などの生活面への救済の在り方はどうか。この点をお聞きしたいと思えます。

以上、よろしくお尋ねします。質問席からまた質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目と2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方が

らはそのほかの質問につきましてお答えをいたします。

3番目1点目の無戸籍者の現状と救済について、本町の状況についての御質問でございます。現状におきましては、戸籍、住民基本台帳や町において知り得ることができる情報では、町内における無戸籍者は確認されておりません。次に2点目の戸籍取得への在り方についてのお尋ねでございます。全国的な問題として、出生時に民法や戸籍法により、望まない戸籍への記載を避けるため戸籍届け出を躊躇することにより無戸籍になる場合が多くあるものと推測しております。町といたしましても法務局や関係諸団体と協力し、この解消に向け情報共有を図っているところでございまして、案件について把握できた時点、もしくは出生前の事前相談があれば、適切に戸籍に関する届出が出せるよう努めている状況でございます。また、今回御指摘の新聞記載のようなケースなどは把握することが困難ではありますが、無戸籍者が安心して相談し、戸籍の取得ができるような支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。次に3点目の生活保護などへの生活面への救済についての質問でございます。生活保護につきましては戸籍の有無を要件としていないため、居住地での申請により支援を受けることが可能な制度となっているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、吉岡議員の御質問にお答えいたします。1番目の障害者が利用する施設の充実や利用促進についての1点目、体育館や陸上競技場など障害者が利用できるのかについて。2番目の、現在利用者がいるのかについての御質問につきまして併せてお答えいたします。町民体育館や陸上競技場を有する運動公園広場など町内のスポーツ施設につきましては、ほとんどの施設において障害者も御利用できるようにスロープや障害者用のトイレ、障害者用の駐車スペースなどを設置しております。現在、主に障害者で構成されている幾つかの団体が施設利用の登録を行い、車いすのバドミントンやダンスなど定期的に御利用いただいております。そのほか、町内外の障害者協会等が主催する各種大会も、町内のスポーツ施設において実施されているところでございます。現状では、車いすテニスや視覚障害者のゴールボールなど、専門性が高い競技につきましては、町内の施設では対応できないものもございしますが、風船バレーボールなどのレクリエーション性が強い種目や大会につきましては、町内のスポーツ施設を御利用できる状況でございます。次に、3点目の障害者が利用できる施設の充実についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、障害者の生き方や活動は多様化しており、あらゆる施設を御利用いただく機会は増えております。現在、スポーツ施設に対する障害者団体からの御要望等はございませんが、皆様が御利用しやすいように、今後も施設の充実を図りながら利用の促進に努めたいと考えております。

次に、2番目の学校選択制の結果と地域活動についての1点目、地域への説明の結果

についての御質問にお答えいたします。全ての地区コミュニティへ「令和8年度学校選択制度廃止に伴う校区変更」に関わる長与町立学校通学区検討委員会の答申について、学校教育課より説明することをお伝えしたところ、4つの地区コミュニティより説明や意見聴取の依頼がございました。上長与地区コミュニティ運営協議会並びに長与南地区コミュニティ運営協議会での説明会において、現在、選択可能な自治会や校区を変更する自治会への説明の依頼がございましたので、辻後自治会、池山自治会、井手本自治会、緑が丘自治会へ訪問し、答申の説明と意見聴取を行いました。答申の内容につきまして、幾つか解釈が異なる点がございましたが、話し合いを通して一定の理解は得られたと捉えております。意見としましては、「兄弟姉妹が異なる学校へ通学することが発生しないようにしてほしい」「令和8年度ではなく、早く答申どおり実施してほしい」「緑が丘自治会は開発当初から洗切小学校区であったため、長与小学校だけでなく洗切小学校へも通えるような制度にしてほしい」という校区に関するものをいただきました。ほかに、校区が変わることによる地区コミュニティの区割り変更等についても御意見をいただきましたが、教育委員会に対応できる内容ではないため協議することはいたしませんでした。次に、2点目の緑が丘自治会におけるコミュニティ組織はどこか。また、子ども会における組織はどこかについての御質問にお答えいたします。各学校、小学校区青少年育成協議会などの機関団体については、子どもたちが通う学校、各小学校区の青少年育成協議会に所属することが基本となっております。一方で、地縁団体であります自治会や各地区コミュニティについては、自治会は住所登録地、地区コミュニティは各コミュニティ組織がある学校区の自治会が基本となっております。しかしながら、先程述べました考えを基本としつつも、それぞれの子ども会を含む自治会とコミュニティ組織において、地域性や活動状況等を含め協議を行いながら、活動組織については決定されていくものと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体、説明を受けて理解をしております。まず、障害者の人たちの施設の在り方、利用促進ですね。これからたくさんの人たちが利用を望んでくるんじゃないかという気しております。そういう中で、大きな所では体育館とか、陸上競技場等々、広場とかありますけども、テニスコートを含めてですね。今、バトミントンとかダンスの人たちが有意義に利用してるということで、いいことじゃないかと思っております。これからはバスケットとかも出てくるでしょうし、室内テニスなんかも出てくるでしょう。そうした場合に、バスケットなんかは今のゴールをそのまま利用していいのか。上げ下げして、投げにくいから低くして利用するとか、そういうことをできるわけですかね。そのところの設備上、利用しやすくなっているとか、そういうところをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

車いすバスケットは通常のバスケットボールのコート、サイズと全く同様でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

それじゃ普通の大会も一緒ということでもいいわけですか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

通常のバスケットボールと全く同様でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町営テニスコートがあるわけですが、あそこでは車いすとか、障害者の人たちができる状況のコートになっておるのか、そのところお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

コートサイズは町のテニスコートで大丈夫ですが、通常、車いすテニスにはクレイと呼ばれる土のコート、あるいはハードと呼ばれるセメントなどを樹脂でコーティングしたコートで行われます。町内のテニスコートは人工芝で、入口や観覧席、トイレの問題も含めて、車いすテニスの大会等には対応できておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういうところが、これからどう対応していくのが心配になるわけですが、今の人工芝では、素人がするレクリエーション的なテニスをできないということですね。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在人工芝で、子どもにしろ、大人にしろ、通常の大会については問題なくできます。車いすテニスに関しましては、対応ができていないという状況であります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういうところが、これから対応をやっていく必要があるんじゃないかと思えますけども、確かに今のテニスコートであれば、入口、観覧席を含めて段差があったり、難しいような気がするわけですけども、今後、どういう形でそういう人たちの要望等々に対応していくのか。あそこはEコートが一つ別個に離れていて、ボールがあちこちいっても邪魔にならないような状況ですので、そこだけでも、そういう施設の利用者のためにやっていくことが必要じゃないかと思うわけですけども、今後の在り方としてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

車いすテニスの県内の活動状況を調べてみたんですけども、長崎市に大きなテニスコートが出来たときに幾つかチームがあったそうなんですけれども、現在はほとんど活動されていない状況です。そういった御要望が、もし長与町の方であった場合は対応を考えなくちゃいけないと思うんですけども、先程申しましたようにコートを全面的に替える、Eコートだけでも替えるとなった場合はかなりの費用が掛かると思っていますから、今、回答はできませんけれども、御要望があったときに考えてみたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これからの一つの課題として、教育委員会としても記録して残しておいて欲しいと思っております。文化的なあれでは文化ホールなんか使ってダンスなんかもやってるからいいなと思っておりますけども、体育施設の方がいろんな体育の種目がたくさんありますので、これからは、さっき言ったバスケットにしる、サッカーとか、ラグビーとか、見とったら怖いような、障害者の方が元気が良いような、凄いスポーツだなと思ったりするわけですけども。僕が言ってるのは、あくまでもレクリエーション的な、誰でもできるようなシステムをやっていって欲しいなということでございます。そしたら、今後のそういう課題を提起して1番目は終えたいと思います。

2番目の学校選択制でございますけれども、その説明等々は、先程の話からすると4つのコミュニティで話をしたということですね。コミュニティは5つありますね。ということは、まだ残っているのがあって、全てがまだ説明を終わってないということになるんですか。大体3月いっぱいぐらいには説明を終わって、きれいにしていくということの話で。確かにコロナの関係があったからできない時期もあったでしょうから大変と思えますけれども、残っておればそういう状況を説明お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

答申を受けまして、9月1日に5つのコミュニティに説明会を開きたいという旨をお伝えして、お受けできるかどうかの可能調査をいたしました。その際、北部コミュニティの会長に電話をしたところ、この答申は全て受け入れますということで、役員会についても開催できませんので、この電話をもって了承とさせていただきたいということで、そこは説明会無しになりましたので、5つコミュニティがございますが、4つのコミュニティで説明をしたということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

先程の話で、4つのコミュニティの中で上長与と長与南についての説明があったわけですが、あとの2つは全てスムーズにいったから「もういいよ」という回答なのか、まだ何か課題が残っておるのか、その点の説明をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘がございましたように、4つの自治会につきまして説明をしていただきたいということでの申し出がありましたので、ここについては出向いてまいりました。あとにつきましては説明が必要ないということですので、私どもとしましては全ての説明が終わったものというふうに認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういう中で、上長与のコミュニティについては、緑が丘の自治会で長与小と洗切小ですときてますので、愛着もあつたりして、「なぜか」とかいうことも出てくるでしょう。特段にひどい問題点というか、難しい点が発生してるのか、時間が経てばスムーズにいくのか、その雰囲気をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程、教育長答弁でもございましたが、緑が丘自治会につきましては、自治会の中で洗切小学校に通われている方々を中心に説明会を開くような形になりました。その中でお話があったのが、洗切小学校に通わせたいという御希望を持たれてるところです。令和8年度の入学生からですので、令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれたお子様が対象になりますけれども、令和8年に、今生まれた子ども、あるいは今から生まれるお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、その中でも親としては通わせたいということでした。その理由としましては、元々洗切校区になっておりまして、

洗切小学校に行けるということでこの土地を購入し、家を建てたんですが、そこが長与小学校だけということになると、その最初の希望が叶わないということですので、この点が、長与小だけと決めるには解決が難しい内容ではなかったかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

私は初めから、ほかの自治会は、あるいはコミュニティは基盤がしっかりしてるから、特別に問題無いかと思ってたんですけども、確かに緑が丘の場合はずっと歴史が、出発点があるもんだから、少しは何かあるのかなって気はしておりましたけども。今こういう状況ですけれども、いたらん方向に行って答申が変な方向に行くとか、そういうことが発生するのかなどうか、そここのところは基本的に大事と思いますので、その点の答申の在り方ですね、覆っていくのか、そここのところの答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

あくまで答申でございました。そして意見をお聞きして、それを審議の内容として定例教育委員会に上げるということでの意見の聴取でございましたので、答申から内容が少し変更するという前提をしておりました。その点で、まずは校区の変更と、選択区を廃止するということが今回同時に行われております。具体的に申し上げますと、先程から議題に上がっております緑が丘自治会につきましては、校区は洗切校区でございました。答申ではこれを長与小学校校区に変更するという変更です。また、その他の所につきましては選択区を無くすという点です。緑が丘自治会は選択区の変更の対象になりますので、変更につきましては何らかの策を講じる必要があると考えております。さらにもう1点、校区を変更する所がございます。それは中学校の校区でございまして、長与南小学校に通学をしている児童で、そこを卒業して高田中学校に通学をしている生徒がおります。ここにつきましては校区を変更いたしまして、南小学校に通っている児童は全て長与第二中学校に入学、同じ小学校は同じ中学校に入学というふうに校区を変更いたします。この2点が校区の変更になります。この2点につきましては校区の変更によって、先程教育長答弁にありました、兄弟、姉妹が別の学校に行くという恐れがありますので、ここについても何らかの策を講じる必要があると考えました。緑が丘自治会につきましては、校区は洗切小学校から長与小学校に変更いたします。ただし、ここは選択を残して、洗切小学校への選択を可能にしたいと考えております。また、中学校につきましては、令和14年から入学をすることになりますが、令和4年から令和13年までは、選択によって長与南小学校に通っている児童で、高田中学校に通うことになる生徒につきましては、長与第二中学校を選択することができると思います。これによって兄弟姉妹が別々に通わなくていいようなことを作っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

じゃあ、これがずっとそのまま、こういう形で続くわけですか。それとも、そういう人たちが終われば、それで策をする必要はなくなるのか。兄弟がいてそれが別れるから、そういう策をしなきゃならないというのが端的な言い方でしょうけど、それが終わってしまえば統一したことになるわけですかね。そういうところを再度お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

令和8年からスタートして、この制度が確定するのは令和16年度でございます。令和16年度は13年後に終わることになりますので、そこまでは同じ制度を続けていく。令和8年から16年までで確定すると決めた以上は、このまま据え置くということが必要かと考えております。その後のことにつきましては、それぞれまた動向がございますでしょうから、そのときに居る方々でお決めになられるのではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体分かりました。緑が丘の心配している人たちが理解していただければ何もなければいいけれども、それがこじれた場合には、そういうやり方で策をするということですね。そういうことでいいわけですね。再度お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、申し上げたことは、今後、制度としてすることでございますので、この問題がこじれる、こじれないということは前提でございませんで、先程お話をしたとおりのものを進めていくということで、緑が丘地区の方々の感情の問題とはまた別の問題になってくるかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

スムーズにいくように願ってこの件は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。最後ですけども、無戸籍者の、こういうのがあってるんだなって。こういう田舎におればなかなか思わないわけですけども、大変な苦勞をされてきたんじゃないかと。新聞見たら、最後は水と塩で耐え忍んでいたという新聞記事も出ておりましたけれども。我々はそれからすると幸せなのかなと思ったりもしておるわけですけども。長与におい

ては今までも、今現在も無いということですので、安心しております。どうしてもこういう問題は役場が一つの制度を利用してやっていくわけですけども。しかし、末端の住民まではなかなか目が行き届かないというのが現状。だから今、何も無いけれども、ひょっとしたらあってるかも分からない。東京、大阪のこれも一緒ですけど、自分たちは何も知らなかった、情報が無かった、だから何もしてなかった、そういうことでしょうけども、現実があれば、実際こういう形で出てきたわけです。そうしたときに長与においても、地域の活力と言うか、絆がしっかりしておれば、都会においてもそういうのが大事でしょうけども、スムーズにいくんじゃないかと思って。お互いが、自治会が大事とか、老人会が大事とか、コミュニティが大事とか言うておりますけども、そういうのが働いていって、初めて情報が入ってくるんじゃないかと思っております。もし、こういう人たちがあったにしても、これから3番目の生活面での支援ということでお聞きしたわけですけども、そういうのが出てくれば関係なく支援をしていくとの答弁じゃなかったかと思うわけですけども、それで間違いないのか再度お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

生活保護につきましては現在地での申請となっておりますので、極端な話、公園でお住まいになったとしても、現在地において申請を行ってまいりますので、戸籍自体は全く影響はございません。なので、しっかり支援は行っていけるものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そうした場合に、どういう人たちの書面の添付があつてとか、そういうのが次の課題として、どうしても役所だから出てくると思うわけですけども、そういう点についてのアドバイザーと言うか、地域か誰か、あるいはストレートでいいのか、そういう点の在り方、取り組み方、そののところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

申請に際しましては、こちらの方も十分に支援をしてまいりますので、その点は御心配いただくなくても大丈夫かと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

温かい支援をやるということで聞きましたので安心しております。これからもいろんな形の行政の支援策が出てくると思いますけども、町長以下、優しい気持ちで取り組ん

でもらえばと思っております。以上、私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時まで休憩いたします。

（休憩 14時50分～15時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、金子恵議員の①協働の現状と今後の展開について、②所有者不明土地対策についての質問を同時に許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

最後の質問ですけれども、早速始めさせていただきます。今回2つのテーマを取っておりますが1時間よろしく願いいたします。協働の現状と今後の展開について。地域の課題を解決するに当たり、個人の力で難しい場合、近所の人や自治会に助けを求め、必要に応じ行政も協力をしていく。これが協働と捉えています。現代の社会は、住民ニーズの多様化が進んでいると感じています。SNSで繋がりながら情報交換などのやり取りをする一方で、地域の繋がりは希薄になってきていると感じています。行政においては、厳しい財政状況の中、事業の選択と集中などによる行政改革への取り組みを行わなければなりません。その中、地域の課題は地域で解決することが必要であり、これが協働の一步と理解しますが、昨今、その解決が困難な課題も多くなっています。住民が課題と感じる内容は住民の数だけあるといっても過言ではありません。しかし、いろいろなことがあやふやなままに自助努力を委ねられているような気がしています。その中で、行政が関わることで少しでも解決の糸口が見えないか、その声を質問に変え、今後の方向性を共に考えたいと思っています。よって、以下の質問をいたします。（1）自治会加入率が減少しているが、その要因をどのように捉え、どのように対応しているのか。（2）自治会や住民の協力を得ながら解決に近づけるべき課題、例えばごみ問題、地域見守り、ハザードマップなど、これらにはどのような意見、要望があるのか。（3）住民と行政の関わりとしての支援と連携をどう考えているか。（4）今後の自治会に期待することは何か。以上4点を中心にお伺いいたします。

②所有者不明土地対策について。現在の日本における所有者不明土地は九州の面積に相当しています。このまま対策を取らないと、不明土地は2020年から5年ごとに約60万ヘクタール増加し、これは山口県の面積とほぼ同じとされていますが、2040年には約720万ヘクタール、北海道本島の面積に相当すると推計が出されました。国も対策に乗り出し、所有者不明土地の利用の円滑化などに関する特別措置法が成立し、所有者不明土地の利用促進を目的に平成30年6月1日に施行されました。今後、通常国会において相続登記を義務化することなどを柱とする法案が提出され、成立すれば令

和5年度から順次施行するとなっています。全国的にも所有者不明の土地が増えており社会問題になっていますが、本町における現状と今後の取り組みについて伺います。

(1) 固定資産課税台帳による土地の総筆数、登録はどのくらいか。そのうち、所有者不明の土地は個人と法人を合わせどのくらいになるのか。(2) 所有者が不明であるがゆえに、固定資産税納税に関する問題は発生しないのか。以上2点を中心にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、今日最後の質問者であります金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、協働の現状と今後の展開ということで、自治会加入率が減少しているがその要因をどのように捉え、どのように対応しているかという御質問でございます。近年、自治会を取り巻く環境の変化、都市化が進む一方で、自治会活動に対する関わりの希薄化が様々な場において提言されております。以前は自治会に加入することが当たり前というような時代でございました。しかしながら現在は自治会に加入しなくても困らないという時代が変わってきておるところでございます。少子高齢化の中で共働きの若い世代が増え、時間的な余裕がなく、自治会が何をやっているかも分からない中で、自治会活動に参加しようとの意識が持てない。また、子どもの頃から自治会活動に参加していないので、自治会活動に興味湧かないという様々な意見もございます。このような環境の変化や考え方の変化により加入率低下が進んでいるんじゃないかと考えております。今までの取り組みといたしましては、自治会活動について、チラシあるいはのぼり旗を配布し加入促進を行い、新しい集合住宅を建設する際には開発業者等に対しまして自治会加入の協力を呼び掛けるなど、窓口における加入案内とともに周知をしてきたわけでございます。今後はそれに加え、加入率の減少対策として若年層の加入促進が必要であることから、広報紙やホームページ、SNS、YouTubeなど、時代に沿ったITを活用することが有効ではないかと考えております。その中で、自治会の活動や役員の仕事をしっかり示すなどの情報発信を行い、共感していただく機会を深めることにより、加入促進対策を図ってまいりたいと考えております。2点目の、自治会や住民の協力を得ながら解決に近づけるべき課題、例えばごみ問題、地域見守りなどにどのような意見、要望があるのかという御質問でございます。ごみや環境問題としての意見要望といたしましては、ステーション収集、資源化物や粗大ごみの拠点収集の際にごみ出しのルールを守らずに不適切に排出された、いわゆる違反ごみへの対応相談が多くあります。また、地域の安全な生活環境づくりについて、信号機や横断歩道、防犯灯、カーブミラーの設置要望を受けており、関係所管や関係機関と協議、要望を行っているところでございます。続きまして、3点目の住民と行政の関わりとしての支援と連携をどう考えているのかという御質問でございます。住民と行政の関わりにつきましては、自治会などは安全、

安心な暮らしを支える最も身近な住民組織と考えています。様々な情報を持ち寄り、問題意識や危機感をともに共有し、自治会活動への支援と持続可能な自治会組織の育成に努める必要があると強く思っております。また、目的の共有、自立性と自主性、相互理解と役割分担、対等な関係といった協働の基本となる情報公開により、助け合いや社会貢献の気持ちを結集した効果的な協働の実現に向けて、相互の信頼関係の構築が必要であるとも考えております。自治会では地域安全パトロールなどの防犯活動やごみステーションの清掃といった環境美化の取り組みが行われているほか、夏祭りの開催など、自治会ごとに様々な工夫を凝らした活動も行われているところでございます。本町としましても引き続き、それぞれの自治会が主体的に活動できるよう支援するとともに、積極的な情報発信によりまして、自治会加入促進に取り組み、自治会活動への財政的支援もこれからも行ってまいりたいと考えております。次に4点目、今後の自治会に期待することは何かという御質問でございます。自治会におきましては、地域における少子高齢化の深刻化、自治会員数の減少する中、子どもたちや高齢者を中心とした地域における見守り活動など、日頃から御協力いただいていることに感謝を申し上げたいと思っております。自治会は地域住民のニーズが多様化、複雑化している中で、身近な住民同士で助け合いや支え合いが行われている地縁団体でございまして、地域において快適な生活が実現できるよう、親睦と融和、環境と福祉、文化の向上発展等の推進を図っていただいております。その中で地域と行政が課題を共有し、共に解決に向けて取り組んでいくことができる同等な立場の団体であると認識しており、引き続き御協力いただきたいと思います。また、深刻な大規模災害に見舞われる時代を迎え、自治会が重要な役割を果たしていることが再認識されております。地域住民における自助、共助の仕組みが命を守ることに繋がることから、地域で連携した災害に対する備えと意識啓発を行っていただき、地域住民の安全、安心な地域づくりをお願いしたいと思っております。

続きまして、大きな2番目1点目の固定資産課税台帳による土地の総筆数、登録はどのくらいか。そのうち所有者不明の土地は個人と法人合わせてどのくらいになるのかというお尋ねでございます。令和2年度固定資産課税台帳による土地は5万3,813筆、このうち課税されている土地は3万7,815筆、課税標準額の合計額が30万円に満たないことにより課税されていない土地が2,128筆、公衆用道路などの非課税の土地が1万3,870筆となっております。次に、土地の納税義務者につきましては1万2,731人。このうち課税されている方が1万1,617人、課税されていない方が1,114人となっております。そのうち、所有者不明の土地につきましてのお尋ねでございますが、課税されている土地につきましては、年度当初に納税通知書を発送し、全て到達しておりますので、課税上の所有者不明の土地問題は現在のところ発生しておりません。次に、課税されていない土地につきましては、納税の義務が発生しないことにより納税通知書を発送していないため、調査は行っていないということでございます。次に、2点目の所有者が不明であるがゆえに固定資産税納税に関する問題は発生しないの

かという御質問でございます。現在、所有者が亡くなられたことにより納税通知書や督促状などの通知が返戻された場合に限らず、毎月、月初めに住民環境課より、お亡くなりになられた方の情報を提供していただき、資産がある方につきましては即座に相続人調査を行い、相続人の代表者を指定していただく申請書と相続登記の働きかけをする書類を送付している状況でございます。これによりまして、相続人となり得る方に対しましては申告書を提出していただき指定を行っており、申告書未提出の方には地方税法に基づきまして職権による代表者の指定を行っておりますので、相続未登録による課税上の問題は発生しておりません。今後、相続人不存在といったケースも考えられますので、関係法令等に基づき課税客体的確な把握に努め、適正な課税に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

それでは早速再質問をさせていただきます。まずは自治会の加入率から質問いたしますけれども、チラシ、のぼり、若い方向けにはSNSを考えているということで様々な取り組みをなされているところでございますけれども、加入率が低下している、この推移からその成果というのをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

町長答弁にもございましたとおり、チラシ、のぼり等の配布等を行ったりして対策を練ってまいったところでございます。その中で、マンション開発におきまして全世帯入っていただいたという自治会長から「ありがたかった」というお話もいただいており、一定の窓口での推進の効果があっているものだと考えております。しかしながら、自治会長をはじめとした各種研修を行わせていただいたり、先進地の団体との交流を含めていただいたことによって、参考となるものにつきまして各団体で取り入れていただいている加入促進の成果ということで、ここ数年加入率につきましては1%程度の減少が見られますけれども、少子高齢化による両親との世帯分離をされる世帯が増えてきていることも加味しますと、世帯数が増加する中で減少率が1%で収まっている分については、自治会の皆様の努力が成果となって出ているのではないかと捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

加入率については、今現在入られている方も「高齢で辞めたい」という方が出てきたりして、その推移というのは上下するのだろうと思います。ただ、自治会加入をお願いしても、なかなか自治会への理解とか、先程町長がおっしゃったようにメリットを感じ

ていない方も多いというところもあって、うちの場合ですけど、加入世帯がなかなか増えないというのが現状なのかなと思っております。住民係で転入届を提出してもらった際に、自治会加入のお知らせを配布されていると思います。そのときに説明があるとのことだったんですが、うちの自治会で、福岡から転入されてきた住民から言われたんですけれども、窓口で自治会加入の説明を受けましたと。そのときに職員から、住民側から何も聞いていないのに「任意なので加入しなくてもいいですよ」と職員から言われたと。自分はびっくりしたと。その方は全然知らない長与町に来たので、地域の力を借りながらここで生活をしていくものだと思っていたので残念がってはいましたが、もちろん加入をしてくださいました。この方は、自分から進んで加入をしてくださって、班長になっても一生懸命して下さったので、こういう人ばかりだったらいいんですけど、なかなかそうはいかない。ですから、そういうふうにおっしゃったとしたら、そうではなくて「長与町は自治会加入を促進しています」と、「任意ではありますけれども是非加入していただきたい」と、逆に職員が受けたときに一言、言ってくだされば、逃がした魚はもう二度と捕まらないのと一緒で、なかなか加入もしていただけないということもありますので。チラシやのぼりも確かに必要だと思うんですけども、この最初の機会を逃さずに、住民係で対応していただけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員がおっしゃったとおりで私も思います。任意であります但し是非とも加入いただきたいというのが、当然の職務としての伝達になってこようかと思えます。過去にもそういうお話をほかの所からお聞きした経緯がありまして、そのとき所管としましても確認が必要だろうということで、「加入しなくてもいい」という発言は決して行ってはいないんですと。そういうことじゃなくて「強制ではありません」という言葉を使っているやり取りを行うことがあるということで、「強制ではないんですけども」ということをお伝えしたことは当然話の中ではあるということでございまして、各所管でも自治会の御協力がなければ町の仕事は成り立っていかないということを職員が身をもって体験しておりますし、窓口や電話での問題につきましては、自治会を通して周知をお願いしたり、日頃からの自治会長、もしくは自治会の方に助けられているということ、業務において重々承知しているということでございまして。その中でも、そういう誤解があってはいけないということで、私どもにしましても強制ではないんですけども「入らなくていい」という言葉ですね。こういうことが自治会加入だけでなく、ほかの業務も所管の手法としまして、業務として行ってる内容がございまして、その際に相手が誤解を招かないような対応をしていく必要があるということで、皆様と一緒に頑張りたいということで御理解をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

自治会の仕事を側面からお手伝いするに当たって、人が少ないというのが一番問題で、そこには加入をしていただく方が一人でも多くいてくだされば、自治会としても助かると思うんですね。ですから、是非加入を促進しているところを逆に、「強制ではないけど」というのは小さく説明をしていただければと思います。ただ、思うんですけど窓口で、例えば「自治会に加入しませんか」と言われたときに、「いやいや、もう自分は加入をしなくていいです」となって、例えば加入しなかったと。そのあとにチラシとか、のぼりとか、幾ら作られても、実際に加入をしていない所にはそのチラシは回らないわけですよ。自治会の回覧でいくら回しても、未加入世帯はその回覧すら見ることはないのです、この辺りの対策というのはどのようにされてるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

未加入世帯の情報につきましては、それぞれの地域に住まれてる方でしか把握ができないという問題でございます。町としましても、自治会からの申請によって自治会の世帯数を把握している状況でございます。加入率につきましてはそういうことで把握ができるんですが、その方が自治会員か、自治会員でないかという個人的な情報については、町の方では判断が難しいということになりますので、町民全体に対しての周知になってこようかと思っております。全世帯対応ということで考えますと、窓口に来られたとき、アパートの開発が行われた際には、そこに入ってください方につきましては全員自治会に入ってくださいというような対策。窓口に来られた転入の方、転居される方で、未加入の方については町の方でお話ができる機会と捉えております。しかしながら、先程町長答弁にもございましたけど、若年層におきましてどうしても加入率が低いんじゃないかという、これは一般的な世論になっておりますから、今年度、私たちも YouTube などを使いまして、時代に沿ったIT活用ができないかということで、今現在、職員で、そういう動画の作成をさせていただいております。こういうことを発信させていただいて、何とか未加入世帯に対してアピールができないかという対策を考えております。また、先程ごみステーションのお話等もありましたけども、違反ごみがあった場合、町に苦情がまいります。そういうときには自治会から、大体この方たちがごみを出されてるんじゃないかとかいうお話があります。その方たちは自治会未加入というお話があった際には、ごみカレンダーの配布等で周知をさせていただく必要がございますので、それをお持ちした際に自治会加入についてのお願いをさせていただいて、何とか自治会に入ってもらえないかという活動も、分かった時点ではさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

未加入世帯の情報というのは、自治会は分かっても、行政は分からないというお答えは多分来るだろうと思いました。けれども、最初の機会を逃さないっていうところを含めて、それと今、若い方向けにとおっしゃってますけど「マチマチ」というSNSがホームページの方にも載っておりますけれども、こちらの活用をもっと若い方に知らせて、地域のことは地域でとなった場合に、その母体となるのは自治会だと思いますので、加入率のことも含めてお願いができればと思います。加入問題は、先程もおっしゃったように強制ではありませんので、核家族化が進んだ今の時代には難しい問題だと感じておりますけれども、この加入率が低いことが、実はほかの面でも不具合が出てきているのではないかと思います。通告書の中にも入れましたが、ごみ問題というのは、たぶん毎日のように苦情なり、問い合わせなり、意見なり、要望なりって掛かってきてるんじゃないかなと思うんですね。前回も私言ったかもしれないんですけど、ステーションを見たら違反ごみの山。2つステーションがあったら1つはもう満杯。地域で、昔は幾つかしかなかったのを分別をして、その日に改めて役員が出し直すということもできたんですが、今はその量が半端ないので手が付けられる状況ではない。これが元で、私は監視カメラ設置の質問を2回ほどさせていただいたんですが、監視カメラ設置には個人情報のこと、金額のこと、そういうものがあるので、そこそこの質問で終わらせてた。力の無さもあるんですけど、前回、質問を終わった何日か後に全然知らない住民から電話があって「金子さんの質問は甘いよ」って、「監視カメラというのは行政の目であって、本来であれば行政の職員が立って見ててもいいんだ。できないんだったら、その代わりになるのが監視カメラだ」って凄くお叱りをいただいたんですけど、確かにそれも一理あるのかなと思いつつ、「はあ、はあ」と言って聞いてはいたんですが、個人情報の観点からそういう課題というのはわきまえた上で再度お尋ねするんですけど、ごみ問題を解決するための方策としての設置の有無。そして個人情報を悪用するわけはありませんので、今回の件に関しては違反者への抑止ということもあつての設置のお願いということで、再度、早急に導入をしていただきたい。そして検討していただいたと思うんですが、その後の進展も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

議員おっしゃられますとおり、監視カメラは一定の抑止効果があるというのは、ほかの行政とか、他自治体を見てみると、抑止力があると考えてはおります。今現在は、個人情報の問題やプライバシーの問題につきまして、庁舎内部、外部も含めて協議を重ねている状況でございます。その点、今すぐ設置するとか、しないとか、そういったお話は、今ここでは答弁は避けたいと思っております。違反ごみの対策につきましてはカメラのみならず、ほかにも看板の設置とか、今までと違うような看板、そのほかにもいろ

いろ施策は考えられますので、いろんな方法を試してやっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

議員というのは選挙のときだけではなく、日頃から住民の皆様の声を一つでも多く拾う、お聞きする。自治会の役員もそうかもしれませんけれども、そういう仕事があると思ってるんですね。その中で、最近顔を合わせる度に「ステーションの荒れた状況をどうにかならないのか」って言われるんですが、出す人のモラルによるものですから「出さないでくれ」と言っても誰が出しているかも分からないという状況ではどうしようもなくて。でも、よくよくその違反ごみを見てみると、缶とか瓶とか実はきれいに分別されている袋もあるんですよ。一度近所の方が、目が覚めたときに家の前のステーションに14袋違反ごみを出されてたそうなんです。それは普通で言う資源化物ですけども、きれいに分別をしてたそうです。なのに、拠点回収とかに持っていかないで、ステーションに置いている。出された方は家の前がそうだったら嫌な気持ちになりますよね。ということは、そこまでちゃんと分別ができているのであれば、月1回の資源化物の回収をステーションに戻すことで、少し改善されるのではないかなと逆に思うようになったんですよ。前回、受け入れ先の量の問題があるということで答弁はいただいているんですけども、燃やせるごみを長崎市に依頼しているように、資源化物に関しても時津のクリーンセンターで受け入れが不可能であれば、どこか業者なりをお願いをするとか、そういうことも可能なのではないかなと思うんです。今まで、資源化物の拠点回収というのは住民の負担というのを中心に、私も質問させていただいたこともありましたけれども、町の現状を見てみると違反ごみをどうにかするには、その一つの解決方法としてステーションに戻すと、これどうですかね、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

違反ごみのうち、缶、瓶のみをきれいに分別して排出してあるのも、確認は私たちもしております。なぜ、こういう人達が資源化物として出してもらえないのかっていう気持ちもあります。議員がおっしゃるとおり、缶、瓶をステーションに戻すということがこういった方々には確かに有効になる部分っていうのは考えております。ただし、違反ごみ自体が、缶、瓶のみならず、ほかにもいろんなものがあります。こういった部分を考えますと、戻してしまえばそれで違反ごみがなくなるとも言い切れない部分もあろうかと思えます。そのため、今後も違反ごみについては周知啓発活動が大事だと思っておりますので、それを今まで以上に根気強くやっていきたいと考えております。それと、他市町村に依頼してというお話がありました。缶、瓶を含む一般廃棄物というのは、各自治体での処理、処分というのが基本原則となっております。昨年度、燃やせるごみと

かは長崎市とかに依頼した経過もあります。この分につきましては、一時的な危機の回避という言葉で言いたいと思っておりますが、多額の費用も掛かっております。こういった分を考えますと、基本的に永続的な処理というのはできないと思っておりますので、缶とか瓶につきましては、時津町、長与町そして長与・時津環境施設組合の三者で少しでも良い方向に進むように考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今の課長の答弁がステーションに戻せない理由ということで理解してよろしいんでしょうか。ステーションに戻したら少しは状況がどうにかなるんじゃないかというところなんですけど、受け入れ先とか違反ごみに関してはいいけれども、分別していないごみに関しての効果は無いと思うから、ステーションに戻しても同じことを繰り返すだけということで、それが資源化物の缶、瓶をステーションに戻せない理由と捉えてよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

違反ごみの件でステーションに戻せないということではありません。私どもが考える分につきましては、基本的に缶、瓶とかは、収集、運搬そして処分、いろいろ解決しなければならぬ問題があります。費用も含めて、先程言いました長与・時津環境施設組合との協議が、まず、一義的に話を進めていくというのが大事だと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

時津町と同じクリーンパーク長与と時津クリーンセンターを利用しながらも、収集方法に違いがあるということで、住民は「何でだろう」と疑問を感じているし、納得もしていないっていうのが皆さんの声ですよね。資源化物に関しても「長与町はきれいだ」と二言目にはおっしゃいますけれども、目の前のステーションが荒れた状況が続けば、「もうごみを残さないで欲しい、回収をして欲しい」って思うのが普通だと思うんですよ。現在、見せしめとして回収不可の黄色いシールを貼ってステーションに置いたままにして、これが違反ごみということで残っているので、環境美化の面からも「このステーションはいつも汚い」というふうに思われるのは仕方ないんですけど、この効果はあってるんでしょうか。このシールを貼るようになってから、逆に取り残されたごみの方が多くて、全然効果が出てるようには感じないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

この違反シールにつきましては、一定の効果はあつてるものと私たちは考えております。しかしながら、どうしてもマナーを守らない方々もいらっしゃいます。そして、「ごみは、ごみを呼ぶ」じゃないですけど、同じ所に出しやすく、置きやすく思えてしまうという状況もあつてるかと思えます。こういった部分についてはステーションの位置を変えるとか、そういった形でうまく対応していければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今回の質問に当たって、全町と言っていいと思うんですけども、各地区ごとにステーションの取り残されたごみの量的なものを見て回ったんですけども、今まで中心部だからとか、逆に道路沿いだからとか、また、中に入って人目につかないからとか、そういうことでの問題ではないなと感じました。多くの地域のステーションに違反ごみが放置されている。これはシールを貼っているので回収不可のごみっていうことになるのかもしれないんですけども、それも含めて残されたごみが多いと。ただし、処理に掛かる費用とか、受け入れ先の問題とか、いろんな問題は多々あると思うんですよ。

「きれいな長与町にしていくのか」、ここがどっちなんだっていう、これがポイントになってくると思うんですよ。「上手な引っ越しのコツ」っていうのを関係ないようですけども不動産屋が伝授されるそうです、家を見つける人に。その内容は、ごみ集積所を見る、ごみの内容を見る、こういうアドバイスをされるそうです。住もうとする町の人たちの民度というのが、ごみステーションやごみ出しに現れると最近ではなっていて、そういう所は避けた方がいいですよ、みたいなところもあると。ということは、住みたいとか、住み続けたいとか、言ってる場合じゃないんですよ。とにかくパッと見たときに、どのステーションにも違反ごみが残ってる、回収不可のごみが残っているとなったら「汚いな」としか多分思わないと思うんです。初めて長与町に来る人、住もうと思う人。町長は本町を紹介するとき、風光明媚という言葉をよく使われます。確かに岡の方に行ったら目の前は海で、後ろに山が控えてて、そのロケーションたるや、どこの町にも負けないという、そういう町だと思いますけれども、足元のステーションを見たら、町外の人から見ても、住民から見ても、問題だと感じているんですね。水とごみは行政の責任とよく言われます。ですから、ある程度費用が掛かるのかもしれないんですけど、「このコロナ禍で、また金を使うことば言いよる」って思われるかもしれないんですけども、住民の最近の一番の問題というのがごみ問題ということもあるので、どんな対応が必要だと思えますかと言っても、なかなかお答えはしづらいかと思うんですけども、町長の独自の考えとか、あればお答えいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

議員がおっしゃるとおり、ここ3年余り違反ごみのシールが年間2万枚ほど貼っております。平成28年以前がおおむね1万枚未満です。いろいろな要因でごみが増えてきたということで、強化の意図もあって違反シールを貼ろうという方針で、ずっと貼ってきてるんですが、課長からもありましたように「ごみのごみを呼ぶ」、あそこに置いとけば自分とは分かんたいとか、いろいろな要因があると思いますので、議員がおっしゃるとおり、私も1週間も2週間も3週間も、ずっと置いてるごみがあるっていうのは環境的にも良くないという考えもあります。例えば一つの方法として、現状のままとする所と、違反ごみでも回収をするとか、そういった両方の比較をするというのも一つの方法なのかなと。どちらがどうなるか地域でも違うかもしれませんが。気持ちは一緒に「ごみステーションをきれいにしたい」とか、「環境の保全を図りたい」というのは一緒だと思いますので、そういった方法も取り入れながら検証させていただいて、何らか効果が出る方法に取り組んでいきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

ごみステーションだけは本当に問題なんですね、地域でも。多分うちだけではないでしょう。全地域、高田の方からも聞きますし、岡の方からも電話が掛かってくるしという感じで、皆さん違反ごみとかモラルの無い人たちのために嫌な思いをするっていうのは本当申し訳ないなっていうか、むかつきますよね、ちょっと言葉が悪いんですけど。だから、この解決方法というのが今、部長おっしゃったようになかなか無いのはよく分かるんですけども、いろんな手法を試していただいていいと思うんですよ。今のうちに全てを持って行ってもらおうとすると、そのステーションは荒れていないので、持って行きづらくなる。「ごみのごみを呼ぶ」とおっしゃったならなおさらのことですよ。ステーションを無くしてしまう。長崎市にはステーションが無い所もあると私前回言いました。そういう方法もあると思うんですよ。やっぱり自分が住む所ってきれいな所に住みたいし、このために一生懸命掃除をしてくださる方もいらっしゃるしとかして、本当にそういう方にも申し訳ないし、だから、どうにか早期に解決できるような方法を住民の皆さんと一緒に考えていただけたらと思います。費用か、きれいな長与町か、本当に二者択一の選択だと思うんですよ。どちらを取るか分からないけれども、できれば、きれいな長与町を採っていただいて、対策を取っていただければと思います。

次に、地域の見守りについてお聞きをしたいと思います。協働というテーマですので、地域の見守りというのは外せないなということで、地域の見守りに関しては子どもたちの登下校などの見守り、また、民生委員と連携して、高齢者のみの世帯の方ですとか、要支援者の避難などの見守りというのも、自治会の担う役割と捉えております。時々、

「高齢者が行方不明になりました」って、10日ぐらい前にも放送がありましたけど、その放送が認知症の方とは限らないんですけれども、2025年には認知症の患者が5人に1人になるだろうと言われていた中、25年ってあと4年ですよ、4年後には5人に1人が認知症になるかもと言われてる。社会的な環境整備が必ず必要になってくるだろうと思うんですね。でも、認知を患っていても意志もあったり、半分認知、半分は正常という方もいらっしゃるんで、話しかけ方だったりとか、そういうのも難しい部分があるんですよ。家族に私も認知症がいたので「初めて聞いたようにして黙って聞いてください」って言うけれども、その対応は日々違うので難しいものがあると。その認知の中で徘徊をされる方たちを、この間の放送があったときでも早急に見つけてあげないと、御高齢で寒空の中、例えば一晩どこかに座ってたからって、それが元気に翌朝にでも発見されればいいけど、そのまま行方不明という方も多々おられますよね、この長与町に限らず。住み慣れたところで暮らしていき、それを支える、地域で見守っていくというのが私たち周りの役割だと思っておりますけれども、行政の役割としてはどのように感じておられますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

地域の見守りににつきましては、現在、民生委員や地域の福祉員による見守りのほか、民間事業者との協定に基づく日常業務の範囲内での見守りを行っているところでございます。行政の役割といたしましては、自治会を含め、様々な視点からの多重的な見守り、体制づくりを推進していくことだと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

認知症の高齢者見守り事業として、唐突ではありますが、QRコードをシールにした身元照会システムを導入している自治体があります。今、QRコードというのは簡単にソフトがあればすぐにでき、安価でできるものなので御紹介したいんですが、長崎県でも平戸市がこの事業を実施しております。このQRコードを読み取ったあとの流れというのは各自治体によって異なるんですけれども、シール式でドライバーだったり、アイロンで、洋服だったり、靴だったり、鞆だったり、そういうところに貼って、そこから情報を得るようにするんですけれども、そこを読み込んで伝言板にアクセスすると、開示されている情報を確認できて、発見者と家族のやり取りは伝言板の中で行えるとか、QRコードを開けると、例えば警察署と長与町役場の電話番号があって「こういう方が、どこどこに居ますけど」という情報を提供してもらおう。そういうことができるものなんですけれども、これは個人情報を開示することなく行方不明者の発見に繋がるもので、24時間、365日、仲介者も要らない、迅速な対応を実現している点で効果のあるシ

システムと言われておりますし、私もそれを調べまして、そういう認識をしております。低予算で導入ができますし、簡単に貼れるというメリットもあります。本町でも今後増加が心配される認知症の患者を想定して、導入することで早期の安全確保に繋がればと思うんですが、本当、簡単なんですよ。私もパネルを作ればよかったというぐらい簡単に作れるようなもので安価でできますし、導入している所は全て無償配布なんです。ですから、こういうQRコード、ほかにも多分使えるものがあると思うんですよ。子どもにしても何にしても。だからそういう導入ということに関していかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

認知症もしくは認知症の症状があらわれる方の見守りとしまして、介護の方なんですけれども、令和3年度中に、今、議員が御提案されましたQRコードを活用した見守りというのを実施していこうということで考えております。内容につきましては、議員がおっしゃったように、QRコードを読み取ったあとはいろんなやり方があるみたいなんですけれども、もちろんプライバシーに配慮した内容で行っていきたいということで今のところ考えております。令和3年度中の実施を考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

認知症の疑いがある徘徊高齢者、高齢者とは限らないかもしれないんですけれども、その早期発見のために身元の特定に繋がる点では効果の高いものと思いますので、3年度中ということなので、早期の導入をお願いしたいと思います。

では次に、ハザードマップに関して質問をさせていただきます。各種いろんなハザードマップを作っております。例えば、土砂災害、洪水、今回は溜め池のハザードマップも作ったりしてるんですけれども、どうでしょう。総合的に作成したんですけれども、どういうふうを活用していくのかっていうのは、一つ、一つハザードマップをこれとこれ、というふうにするのか、総合的にここは土砂で、洪水で、溜め池でみたいな総合的なマップで皆さんへの周知を図っていくのか、その点をまずお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

町長の施政方針の中にも、先程議員が御指摘いただきました洪水ハザードマップの作成という文言、もしくは防災対策に活用していただきたいということで、3月中に自治会への全世帯配布を計画しております。この中身につきましては、長与町の洪水ハザードマップを含む、土砂災害特別警戒区域、土石流や地すべりの情報、もしくは避難所、様々な災害に対する地域防災情報をまとめた冊子を作成いたしました。これによりまし

て、自主防災組織の防災訓練や避難行動要支援者の対策に活用できるような協議を今後行っていききたいと思っておりますので、一人一人の防災意識を高めていきたいという計画を立てております。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今、課長がおっしゃったのが、今からまさに質問しようかと思っていた総合ハザードマップになるのかなと思います。21市町村ある中で、佐々町の総合ハザードマップには内水氾濫っていうのが含まれてるんですよ。これは佐々町独自で調査をしたそうで、ハザードマップの中に入れ込んでるんですが、これって要するに溝とかが水量が多くて噴き出して、道路が冠水するっていうハザードマップの中の一つと考えていただければいいんですけども、昨年ゲリラ豪雨みたいな大雨で、子どもたちの下校時間にちょうどそれが重なったものですから、子どもたちが歩いて行けなくて、一時、先生たちまで出動して、自治会まで出動してみたいな場面があったんですね。この内水氾濫を起こす地域というのは多分わずかだと思んですけども、そういう情報も本当だったらいただきたかったなと思うんですが、この調査というのは本町ではされたことはあるんでしょうか。ハザードマップの中に入っているかどうかだけでも、お答えいただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

大変ありがたい御意見をいただいたと私たちも捉えております。ハザードマップにおきましては、先程申しましたように土砂災害であったり、いろいろな情報を今回載せております。これにつきましては長崎県が昨年、長与川を指定洪水河川と指定していただき、浸水想定区域の想定をされたということで、長与川が溢れた場合、その浸水まで想定してございます。内水につきましては、その地域に住んでいる方々が一番詳しく御承知でございますので、各地域の各種団体を含めたところで、危険箇所の対策要望が毎年上がってくる中で、お話があればそれを含めたところで検討することとなりますが、その情報が今回は入っておりませんが、3月にはそういう冊子的な防災対策のハザードマップができますので、これを有効に使って、自治会、地域の方々に活用いただいて、そういう地域でしか分からない部分について、逆に私たちのハザードマップに落とし込んで活用していただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この防災のことは、まだまだいろんなものを加えていただきたいということが実はあるんですが、時間の関係で質問としてはやめますけれども、この地域防災計

画は、地震などの各種災害に対して、町や各関係機関、町民などが行う防災や災害対応、そして組織体制の整備等を定めた計画、これが地域防災計画。一方、タイムラインというものがありますよね。地域防災計画に定められている防災活動、災害種別ごとに時系列で整理したもの。これが各自治体で作成をすべきではないかと今進んできておりますので、今日はもう質問はしませんけれども、こちらのタイムラインの作成という部分でも、今後の防災に関して主要な部分だと思いますので、検討していただければと思います。それと、去年はコロナで自治会の活動ですとか、コミュニティの活動はほとんどできませんでした。ただ、コミュニティの活動の中で地域担当職員、役場の職員が出席してくださいました。この制度を活用しながら住民と行政の協働。そのために多くの人の参加を求めていく、その参加と参画が協働の一步と私は勝手に思ってるんですよ。参加なくして協働なしという部分が頭の中に大きくなって。ですから、そういうところを含めて、行政と自治会の二輪で今後の協働の町を作っていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

2問目の所有者不明土地対策の関係ですけれども、町長の答弁で理解をいたしました。課税に関しては何も問題がないということで、実は通告書の書き方が下手で、本当はそれを聞いたかったわけではなかったんですよ、課税を。ですから、また次回しっかりと勉強して、改めて質問させていただきたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時00分）